

平成29年白老町議会民族共生象徴空間整備促進・
活性化に関する調査特別委員会会議録

平成29年 2月14日（火曜日）

開 会 午前10時00分

閉 会 午後 2時47分

○会議に付した事件

1. まちづくり会社の検討状況について
2. ポロト地区における温泉施設等整備事業者の募集について
3. 象徴空間市街地活性化調査検討事業について
4. その他

○出席委員（13名）

委員長	小西秀延君	委員	山田和子君
委員	吉谷一孝君	委員	広地紀彰君
委員	吉田和子君	委員	氏家裕治君
委員	森哲也君	委員	大淵紀夫君
委員	及川保君	委員	本間広朗君
委員	西田祐子君	委員	松田謙吾君
委員	前田博之君	議長	山本浩平君

○欠席委員（なし）

○説明のため出席した者の職氏名

町	長	戸田安彦君
副町	長	古俣博之君
副町	長	岩城達己君
総務課	長	岡村幸男君
財政課	長	大黒克巳君
企画課	長	高尾利弘君
地域振興課	長	高橋裕明君
経済振興課	長	森玉樹君
上下水道課	長	工藤智寿君
建設課	長	竹田敏雄君
健康福祉課	長	下河勇生君
学校教育課	長	岩本寿彦君

地域振興課アイヌ施策推進室長	遠藤通昭君
財政課主幹	富川英孝君
経済振興課主幹	本間弘樹君
建設課主幹	田渕正一君
企画課主査	温井雅樹君
地域振興課主査	貳又聖規君
地域振興課アイヌ施策推進室主査	菊池拓二君

○職務のため出席した事務局職員

事務局長	南光男君
主査	増田宏仁君

◎開会の宣告

○委員長（小西秀延君） これより、民族共生象徴空間整備促進・活性化に関する調査特別委員会を開会いたします。

（午前10時00分）

○委員長（小西秀延君） 本日の委員会の日程についてであります。レジメに記載のとおり、1番目、まちづくり会社の検討状況について、2番目、ポロト地区における温泉施設等整備事業者の募集について、3番目、象徴空間市街地活性化調査検討事業について、担当課からの説明を受け、質疑を行うこととします。

それでは、民族共生象徴空間整備促進・活性化に関する調査を行います。事前に配布されております、資料に基づき、1番目、まちづくり会社の検討状況について担当課からの説明を求めます。

戸田町長。

○町長（戸田安彦君） 調査特別委員会のお時間をいただきまして、まことにありがとうございます。象徴空間の整備や国においては国立博物館、共生公園、慰霊施設の開設に向けて基本設計を行い、本格的な整備に向けて進められているところであります。本年度に土地の売買を行い、新年度には整備着工していく予定であります。本日の調査事項は3項目についてであります。

1項目めは、まちづくり会社の検討状況についてであります。このまちづくり会社の趣旨、役割は象徴空間整備に伴いビジネスチャンスが広がることを受け、行政などでは早急に進められないような、例えばビジネスに対応する事業者連携であったり、新たな産業創出や観光ビジネスの拡大など地域経済の活性化を促進することとあります。本年度は白老町DMOまちづくり会社設立を目標として取り組んでまいりましたが、これまで議会を初め多方面からのご意見をいただきながら議論、検討を重ね一定の方向性をまとめたところであります。新年度はこれまでの調査、検討を土台に町民事業者や行政庁舎内などの視点を捉え、実現可能なまちづくり会社に向けて設立を目指し、事業の再構築を進める準備の年にしたいと考えておりますので、本日はこれまでの検討内容等についてご説明させていただきます。

2項目めは、ポロト地区における温泉施設等整備事業者の募集についてであります。この事業につきましては象徴空間エリアに隣接しこれまで長年にわたり町民などに人気の高いポロト温泉を引き継ぎ、さらには象徴空間の集客との相乗効果を発揮するため民設民営により整備を図っていく事業であります。新たな温泉予定地を売買するための準備に時間を要してまいりましたが、このたび予定が整ったことから事業者の募集に入らせていただきたく、募集要項や様式に基づきそのスケジュールを初めとする内容をご説明いたしますので、よろしくお願いたします。

3項目めは象徴空間市街地活性化調査検討事業についてであります。この事業は象徴空間開設に向け今後増加が見込まれる交流人口を、町内観光スポットへと誘導する町内回遊のネット

ワーク整備を検討するとともに、市街地における拠点形成や象徴空間へのアクセスの整備方針及び象徴空間周辺のにぎわいを創出するための空間整備方策や市街地整備を検討するものであります。町内回遊ネットワーク及び市街地整備の課題と方向性、整備方針と周辺整備等の実施スケジュール及び事業費見込みについてご説明いたしますので、よろしくお願いいたします。

本日の特別委員会の内容につきましては概要を説明させていただきました。2020年の象徴空間の開設に向けて町としてその対応を尽くしてこの機会を逃すことなく、最善の策で進めてまいりたいと考えておりますので、委員の皆様におかれましても整備促進及び活性化に対しまして、よろしくお願い申し上げます。

○委員長（小西秀延君） 高橋地域振興課長。

○地域振興課長（高橋裕明君） それでは、1項目めのまちづくり会社の検討状況についてご説明いたします。資料のほうは事前にお送りしておりますが、前回ページ番号を振らないもので印刷してしまった関係で、今回ページ番号を振ったものと差しかえをお願いしております。よろしくお願い致します。

それでは、表紙をめくっていただいて、1ページ目の総括表であります。27年度につきましては、活性化推進プランへまちづくり会社の掲載があります。それから、全額ふるさと財団助成による新地域再生マネージャー（環境整備型）、「民族共生の象徴となる空間」整備に伴う活性化推進戦略の構築という事業、地方創生上乘せ交付金先行型タイプⅠ、「まちづくり会社」設立調査事業を行っております。そして28年度には、ふるさと財団助成（3分の2）新地域再生マネージャー（外部人材活用型）事業による白老版DMO「まちづくり会社」設立推進事業、まちづくり会社設立準備委員会とその他庁内検討を行っております。当初は、28年度中の設立を目指して取り組みを進めておりましたけれども、多方面からのご意見により協議、検討を重ねた結果、平成29年度はこれまでの調査、検討を土台に実現可能なまちづくり会社設立を目指して事業の再構築を進めております。それでは、その詳細と検討内容についてご説明します。

2ページ目、平成27年度設立調査として、まず（1）活性化推進プランについてであります。活性化推進プランの活性化推進分野において、プランE、観光による地域活性化、③白老版DMOの構築というものが掲載されました。それと、プランG、推進体制の確立というところで、①民間を主体とした活性化推進組織「まちづくり会社」の設立というものが掲載されました。

次に3ページでございます。平成27年度の（2）新地域再生マネージャー（環境整備型）事業におきまして、事業名「民族共生の象徴となる空間」整備に伴う活性化推進戦略の構築ということで、財源は、ふるさと財団の全額助成としてマネージャー6回派遣費用があります。助成趣旨でございますが、外部専門家を活用する費用を助成することで、地域再生を促進し、地方創生に資する体制の構築とビジネスの創出を目指すということがこの趣旨となっております。実施した事業概要でございますけれども、①地域再生の気運醸成の検討、②事業の選定、③推進のための民間組織化の検討、④推進のための財源確保手法の検討ということを行いまし、最終提言として、多文化共生社会の実現に向けて「株式会社まちづくり白老（仮称）」を設立したらどうかというような内容となっております。

続きまして、4ページ目ですけれども、27年度の(3)「まちづくり会社」設立調査事業につきましては、地方創生上乘せ交付金先行型タイプI(100万円)事業が12月に補正されております。事業概要といたしましては、①組織設立に向けた調査及び設立手続の計画策定業務ということと、②研修会の実施という内容になっております。その事業内容は、全国の事例や素材の収集、まちづくり会社に想定される業務、28年度以降の作業工程表、それから「まちづくり会社」の研修会の開催ということで、報告書も出されております。

次に、5ページ目でございます。28年度、今年度に入ってからでございますが、(1)新地域再生マネージャー(外部人材活用型)事業といたしまして、白老版DMO「まちづくり会社」設立推進事業922万円が予算化され、財源としては、ふるさと財団に3分の2の助成をいただいております。事業概要といたしましては、①まちづくり会社の方向性確定、②外部経営人材の紹介、③設立準備委員会の支援、④設立業務・事業の支援、⑤個店フランチャイズ型事業者誘致調査・助言、⑥アイヌ文化の知的財産化の整理・助言ということでございまして、事業内容といたしましては、①会社設立に向けて、既存組織活用と新規組織設立の両面で検討を進めてきております。検討の中では両面から進めてきてございまして、現在の28年度の最終的なところでは、新規組織設立の方向ということで出されております。②外部経営人材の紹介、③設立準備委員会の支援、7回開催しております。④設立工程表、収益事業提案といたしまして、マネージャーのほうではJR、運輸局、札幌国際プラザ、道経済部等を調査し助言をいただいております。⑤事業者誘致調査、これもマネージャーのほうで商工会連合会、東京の商工会議所、回帰支援センター、個別事業所等の調査を行っております。⑥知的財産化調査、提言報告については、ニュージーランドのマオリ族、内閣官房、ジェトロ、シティアイ等の調査を行っております。

続きまして、6ページ目、(2)まちづくり会社設立準備委員会、①についてであります。7回開催してございまして、1回目は実施体制と取り組みについてということで、「まちづくり会社」のこれまでの検討経緯、趣旨、概要等を説明し、現状課題と具体策について協議されております。2回目につきましては、現状と課題、事業構成案、新規事業の提案というような中身で協議しております。3回目は、収益事業案、事業検討チームについて協議され、その中で事業検討チームによる視察研究も予定されました。続いて7ページ目でございますが、4回、5回目の会議につきましては、調査事業、視察研究等の実施についての内容が検討されました。6回目には、まちづくり会社の収益事業案について検討され、後ほど内容説明しますがその具体的な事業の検討をしております。7回目に、まちづくり会社の設立に向けてということで、最終的な検討事項をまとめたということでございます。

8ページ目ですが、28年度における流れを今ご説明したとおり協議重ねてまいりまして、1番右下になりますが、29年度の予算査定で新規会社の民設民営によるまちづくり会社の設立を目指すということと、行政支援は必要であり、協力連携していくということとなっております。

続きまして、その検討をされて整理された概要をご説明いたします。白老町まちづくり会社の設立に向けてというものでございます。内容は、設立趣旨、産業振興が抱える課題、設立方

法によるメリット・デメリット、設立パターン、設立方法、具体的な事業の検討、まちづくり会社体制というものでございます。2ページ目でございますが、上の設立趣旨につきましては3本柱がございまして、1点目、白老町が目指す多文化共生社会の実現に寄与する会社であるということで、産業の共生で活気あふれるまち（活性化）と安心を感じるまち（雇用）を推進すること。2点目として、多文化共生社会を象徴するような会社ということでございます。2点目、これが中心テーマとなりますが、地域をマネジメントし、経済活性化を実現していく会社ということで、地域マネジメントによって地域経済循環を高めていく。マーケティングによる有効な受け皿づくりを進める。地域資源により新産業創出や産業力を高めていくといったこととございます。そして3点目に、持続発展のための人材育成をする会社ということで、産業振興を持続・発展する人材、国際感覚豊かな人材、多文化共生を推進する人材というものを育成するという役割があります。白老町が抱える課題を解決しつつ、2020年に向けた新たなまちづくりを推進する組織が必要だということで整理されております。2番目、産業振興が抱える課題。現状として押さえたものでございますが、地域課題と行政課題を整理しております。地域課題については、個別事業者の低迷、体制の弱さ、対応不足、人材不足というようなことと、行政課題としては、専門性、人員、財源の問題が出されております。整理として、まちづくり会社の設立は、産業振興が抱える課題を解決する「一手法」であるということで整理されております。

続いて3ページ目でございますが、まちづくり会社の設立方法について大きく二つ示されておりますが、そのメリット・デメリットが整理されております。新規会社を設立する場合がございますが、メリットといたしましては、民間出資だけで設立することによって、経営・決定等が迅速・自由度が高いというような点。賛同者によって設立するため、合意が得やすいというようなメリット。デメリットとしては、民間主導の利益誘導型組織になりやすいということ。出資者による組織化に時間を要する。それから、最初に申しあげました設立趣旨の達成が難しくなる。これは、まちづくり、人づくりの非収益性のかかわりが薄くなると、政策反映としてのまちづくりが難しくなるといったような意味合いでございます。2番目に、既存会社活用の場合ということでございますが、メリットといたしましては、第三セクターの信用力と安定性、社名変更や定款変更だけで設立ができる。町の政策が反映できるといったようなメリット。デメリットとしては、行政の誘導力に依存、債務超過に対する町の責任と負担、天下り人事の受け皿になるということも考えられるといったような点で整理しております。4番目、設立パターンでございますが、一つとしては、既存会社を活用。パターン2といたしましては、新規設立で行政出資のない場合。パターン3として、新規設立で行政出資がある場合の三つのパターンで整理しております。パターン2と3の違いでございますが、民間で設立して行政出資がない場合は、行政としてのかかわりは事業の委託とかそういう関係であるということ。行政が出資するということは、役員、人員とか事業に関与があるといった点の違いがあります。

次に4ページ目でございますが、設立方法として整理されたものでございますが、これはパターン2の新規設立で行政出資がないということを中心に考えたものでございます。方針といたしましては、民設民営によるまちづくり会社を新規に設立するというところでございます。概

要は、先に設立趣旨で申し上げたものと、④として行政との協力関係によるまちづくりを推進する民間主導の会社であるということで、行政支援や協力体制としまして、設立準備や事業形成について行政の支援・協力を行う。人材確保や設立手続についても支援を行う。資本金については民間を基本とする。非収益事業や行政委託事業については行政との連携で進めるといったことが考えられるということで、設立時期については28年度以降になります。これまで検討してきた中で、事業を行うにしても実証、検証というものや、実際の担い手を確保していくという現実性の観点から準備を進めていくこととしております。6番目、事業の趣旨・役割でございますが、まちづくり会社は、産業の共生を担うことによって、個別事業者では難しい連携・隙間・開発を進めることで、活性化、新産業創出、雇用拡大を目指すということで、1番目としては、既存の個別事業者が行う事業は手がけない（競合しない）ということ。2点目に、個別事業が抱える課題を新たな視点で解決に寄与する（隙間を埋める、地域コーディネート）。3点目に、大きな投資や債務が発生する事業は手がけない（健全経営）。4点目に、未来志向の新産業創出や開発、それを担う人材を確保する（経済分析、地域マネジメント）。5点目に、地域経済循環や来訪者回遊性を高める事業展開を図る（活性化）。6点目に、行政協力（債務保証しない）による民間主導のまちづくりを推進する役割ということで、これをもとに事業検討を行ってまいりました。

続いて5ページ目ですけれども、その検討された個別事業について若干説明させていただきます。まず①といたしまして、民泊サービス事業ということがございます。これにつきましては、空き家活用事業とホームステイ事業、この二つが考えられます。ターゲットといたしましては、修学旅行、外国人、ファミリー、企業研修等が考えられます。趣旨といたしまして、民泊の市場規模は2015年の130億円マーケットが、2020年には2,000億円に成長すると推定されております。白老町には、限られた宿泊施設しかない状況であります。白老町には、温泉つき住宅等の空き家や高齢化による子ども部屋の空き室を保有する世帯が多く存在しているということで、これを活用し宿泊、滞在につなげるということで、空き家活用や高齢者の生きがい対策にもつながるということを想定しております。これからの取り組みとしましては、受け入れ調査や実際の受け入れ開拓、受け入れ試行などを行っていくということで、目標といたしましては、空き家20軒、ホームステイ50軒を確保した場合に、想定される目標金額として収益額で1,180万円ということで計算しております。それから、②旅行事業でございます。視察プログラムですとか着地型プログラム、企業研修、いわゆるその受け入れの有料化でございます。趣旨といたしましては、「多文化共生」の理念のもとさまざまな共生を行っている白老町の地域資源を活用した着地型プログラムの造成・販売を行い、来訪者の町内回遊性を高めるとともに個別事業者と連携を高めていくということ。それから、視察マーケットは、有料受け入れの一般化が進んでおります。1人当たり平均2,000円から3,000円の単価となっているのが現状でございます。また、企業研修のマーケットは4,670億円で、特色や独自性ある分野にニーズが高まり、増大傾向にあるということでございます。これにつきましては、実際の事業調査や受け入れ調整、旅行業取得などが考えられます。目標については、記載のとおりでございます。

次、6ページ目でございます。③新産業創出事業でございます。これは、特産品開発販売、

MICE事業誘致、ふるさと納税返戻品といったことが考えられております。趣旨といたしまして、北海道では札幌市がグローバルMICE強化都市に指定されていることから、MICE関連事業等を積極的に誘致するとともに、多くの白老ファンを創出し、ニーズに合った特産品開発及び事業者とともに販売や記念品等の提供を行うということで、MICEというのは、いろいろな企業や外国の国際会議とかそういうようなものが想定されます。それから、ふるさと納税が増加する中、個別事業者では手が回らない魅力的なセット商品など、自分たちの事業で扱っている商品はそのまま出せるのですが、人気はセット商品にあるといったような場合にそのセット化をする事業者が少ないということで、そういうもののセット販売の担い手になるということで、販路拡大をねらうということです。それから、伝統資源や地場資源などを活用し、新たな事業者・雇用拡大を図るとともに新産業の創出を図るということで、これは主には、アイヌの工芸品とかそういうものを考えております。もしくは今博物館がなくなることで、サッチェプをどうするのかとかそういうものがございます。取り組みとしては、札幌MICEの受け入れ先として、札幌国際プラザ等との連携体制の確立、地元団体（アイヌ協会や地場事業者）との生産販売体制の構築、特産品開発・制作というものが考えられるということでございます。

6ページの下、④事業者誘致・雇用創出促進についてであります。これは二つありますが、個店フランチャイズ型事業者誘致モデルと、空き店舗・新規店舗対策調整ということで、事業者誘致を行うことについてのターゲットとして、全国の中で優れた個店事業を行っている方たちが多くいらっしゃると、そういう方たちに対して、フランチャイズ型事業誘致を進めることにより、白老町への事業進出と雇用の拡大を図るということで、これにつきましては、全国商工会連合会を通してアンケート調査をした結果、300以上の事業者が関心があるという結果を得ているところでございます。そのような特色ある事業者誘致を進めることで、町内の雇用創出と空き店舗対策を図るということで、取り組みとしては、対象事業者との連携強化、町内の物件整備、事業者説明会の開催などを考えております。まちづくり会社としては、そういう事業者の仲立ちをするという役割でございます。

次に7ページ目でございます。⑤その他収益可能性事業といたしまして、町内回遊性向上対策、多文化共生産業化の促進、アイヌ文化の普及・促進ということでございます。事業者の魅力ある事業展開や基盤整備等を進めることにより、町内回遊性を高め、町内消費や活性化を高めていくという趣旨でございますが、そのほかに企業メセナ等の協力から新たな産業化を促進していくということや、アイヌデザインの理解・普及・活用の促進と知的財産モデルを構築して収益を考えていくというような取り組みでございます。

次、⑥要検討の収益事業といたしましては、これから整備されるバス待機場管理運営事業、JR白老駅運営受託事業、公共施設の管理運営事業等が検討されました。

続いて8ページ目でございますが、⑦非収益事業についてでございますが、これについては、事業者人材育成事業、多文化共生人材育成事業、マネジメント・マーケティング事業、公共からの委託事業というものを想定してございまして、事業者の新たなビジネスへの意欲向上と取り組みによる人材育成を図る。多文化共生を牽引するリーダー養成と取り組みで人材育成を図る。事業経営とともに、地域経済の分析や市場調査を行い、最適な地域経済循環モデルを構築し実

践することを考えていく。新たな公共サービスや効率性の観点で行政等からの受託事業を推進するということで、例として、移住定住、婚活、雇用促進、イベント等がございます。このような事業を検討しながら整理を行ってきておりまして、最後にその会社の体制の想定案でございますが、役割部署として、管理部、経営企画部、施設管理部、公共サービス部、交流ビジネス部という5部体制で、人員想定が15名にしておりますが、これは正規、パートの職員を合わせての人員を想定しております。これが検討状況でございます。以上で説明を終わらせていただきます。

○委員長（小西秀延君） ただいま説明がありました。この件について質疑がありましたらどうぞ。

13番、前田博之委員。

○13番（前田博之君） 何点か確認をさせていただきます。今説明あった個々の部分については議論されてもいいのですけれども、それは別として、大きな項目で説明ありましたけれども、新規の会社は民設民営によるまちづくり会社の設立を目指すということは、この参考資料8ページでもうたっていますよね。新規会社の民設民営によるまちづくり会社の設立を目指しますと。資料でも4ページの5で、設立方法はもう完全な民設民営であろうと、こう言っていますけれども、これは完全民営化の民設民営会社の設立を政策決定したということで、まずよろしいかということでもあります。それと、同じ8ページの括弧の中で、行政支援は必要であり、協力連携していくと言っていますけれども、この行政支援の範囲がどういう部分があるのか、一つの例で言えば、設備投資を行政がお金を出して人的な支援もあれば、これは民設民営に対して会社が設立してからですが、行政が何らかの部分で職員派遣、あるいはある部分で人的な派遣をすると、支援をするという部分が含まれればまだ議論の余地ありますけれども、まずその辺がどうなのかという部分であります。

それともう一つは、3ページのところの3、設立方法によるメリット・デメリットとあるのですけれども、(2)既存会社活用の設立について、言葉がどういうふうに理解したらいいのかわからないのだけれども、社名変更や定款変更だけで設立可能ということは、今白老町であるのは振興公社だけですよね。それでこの振興公社について資料を見てきたら、提出資料一覧とありましたよね。その中の資料2、多文化共生社会の実現に向けて「株式会社まちづくり白老（仮称）」設立案という資料がついています。その4ページに、株式会社まちづくり白老資本構成ということで、資本金6,000万円で、ほぼその振興公社を活用するようなJTBの調査報告で提案が出ているのだけれども、これが視野に入っているのか、これの部分についてはまるっきり白紙に戻っているのだと、振興公社はかかわりないという視点であるのか。あるいはこの振興公社のここで書いている、構成されている資本支出的なものがありますけれども、こういうものを含んで、ここでいう社名変更や定款変更だけで設立可能だということで、これを活用することを含んだものの言い方しているのか、その点を伺います。

○委員長（小西秀延君） 岩城副町長。

○副町長（岩城達己君） まず1点目の民設民営を目指すという部分の政策決定かということでございます。28年度いろいろな角度からこのまちづくり会社の方向性について検討してまい

りました。当然それには議会の議論も経て、その辺のことを十分考えながらまず28年度方向性を見出そうと。それにはやはり民設民営の方向という部分は、この場ではっきり言えます。29年度にそれに向けて設立準備をしていきますので、その中で確実性、これで実行できていけるという部分を29年度でしっかり足固めをしていきたい、そういう年にしたいという考えでございますので、まず民設民営の方向で進めるということでございます。

○委員長（小西秀延君） 高橋地域振興課長。

○地域振興課長（高橋裕明君） 2点目の行政支援の範囲についてでございますけれども、検討の内容といたしましては、先ほどのパターンで説明したようにいろいろな支援のことが考えられますけれども、現在のところ出資とかそういうものをしないという方向ですし、それについては主には事業の支援、この会社が象徴空間に向かうということと多文化共生のまちづくりと同調に進めるということを受けて、人づくり、人材育成ですとかそういうものを担っていくという面においては、収益性の低い事業に取り組むことについて行政の支援が必要ではないかというような考えでおります。それから、既存会社の関係でございますけれども、検討はいたしてきておりますが、現在のところ振興公社を活用するということではなくなっているということでご理解いただきたいと思えます。

○委員長（小西秀延君） 13番、前田博之委員。

○13番（前田博之君） そうしたら行政支援というのは、この会社の設立に向けて今やっている部分の到達点までいく、一つの民間が活性化する会社を設立するまでの間に産業振興、地域振興のために担当職員がかかわって指導すると、そういう範囲であってその後の人的支援とかはあり得ないということでしょうか。そういう解釈でいいのですか。

○委員長（小西秀延君） 高橋地域振興課長。

○地域振興課長（高橋裕明君） 今言われたことはそのとおりだと考えております。できたあとは、行政とその会社の関係としては、会社に人材育成だとかそういうものをお願いしていく、いわゆる事業をお願いしていくということは、関係としては発生するのではないかと今想定されております。ですから、そういう場合は事業委託というような形があり得るということと考えております。

○委員長（小西秀延君） 8番、大淵紀夫委員。

○8番（大淵紀夫君） 8番、大淵です。今のお話も含めて基本的には、検討状況についてというまちの考え方ということでまちづくり会社を基本的には進めると。当然今までのコンサルタントの成果は成果として利用するのは、これはお金出しているのだから当たり前のことですけれども、基本的には町の考え方、いや、なぜこういうことを言うかということ、例えば出てきた資料の中で収益事業何かについて見たときに、これ先に資料出てなかったからわからないけれども、今見たら例えば道の駅で1億5,000万とか、町の清掃業務で1億とか、これ早く出ていたらこんなことにならない仕掛けなのです、言え。ですから、そのことを今言ったってしょうがありませんから、そんなことを言っているのではないです。新たな収益事業も提示されていますけれども、町の考え方で基本的には進めるというふうな、今の設立をする準備の段階でのどういうふうな資本構成にするかどうかということも含めて、民設民営含めて、ここの部分は

そういう考え方でいいのですね。そこを確認したいと思います。

○委員長（小西秀延君） 岩城副町長。

○副町長（岩城達己君） 今ご質問あったとおり、今回のこのことをベースにまちの考え方で進めていくというのは、もう基本中の基本になります。ですので、今回の成果をきちんとベースにしながら、まちの考え方をもとにまちづくり会社の組み立てをしていくという考えでございます。

○委員長（小西秀延君） 8番、大淵紀夫委員。

○8番（大淵紀夫君） 8番、大淵です。私もそのほうがいいと思っております。それで問題は、町がそういう方向に一定限度かじを切ったということであれば、どれだけ多くの役場の職員の知恵と、どれだけ多くの町民の知恵をここに結集するかということになっていくと思います。当然議会も同じでございます。非難をしていただけでは、これはうまくいかないのははっきりしています。そういう視点から、資料を読み込むだけの余裕、ゆとりが残念ながらなかったものですから、おかしなこと言うかもしれませんけれども、5ページの個別事業の趣旨・取り組みの問題なのですけれども、民泊サービスというのは出ていますけれども、これも細かいこと言いませんけれども、特別委員会ですからそういう形で質問するのだけれども、例えば旅館業法との関係でいえば、空き家だとかホームステイを利用して修学旅行客を泊めるとなれば、旅館業法との関係で許可を取らないでできるのかどうかと。これ特区にでもするなら別です。特区にして自分のところで条例定めればできますけれども、そうでない中で現実問題として、条件としてこういうことがあるということはいいのだけれども、現実問題として旅館業法との関係で言えば、そういうところまできちんとなっているというか、議論してこういう方向出しているのかどうか一つ。それから旅行事業の視察プログラムの部分なのですよね。これは、議会でも現実的に議会視察でお金もらっている。議会に視察にきたら、一人500円もらうとしている。これ実際京都の園部町だとかやっているのですよ。

それから、今回私たちが総務文教で視察に行った岩手県紫波町、ここは民間がプロジェクトつくって開発して、3,000円払って我々視察したのです。だからそういう市場があるということは事実なのだけれども、問題はそこにたえられるだけの中身かどうか。私たち紫波町を見せてもらったということの範囲でいえば、やはりたえられるだけの中身なのです。中身なのです。官民一体になって相当な視察にたえられる中身を持っているのです。ですから、例えば多文化共生の象徴だと言われているポートランド。テレビでポートランドのことをやりました。しかし、テレビで1時間物でも30分物でも、データの中に多文化共生の言葉一つも出ていないのです。私が見ているテレビの範囲ですよ。つい去年の10月ぐらいだったか、皆さんが視察に行ったあとの話です。そういうことでいえば、本当に多文化共生でうたって視察に来てもらえるだけの中身のものがあるかどうかということ含めて、やはりそういう検討をしないと収益事業にならないのです。だから今の形でいえば、例えばバスの停留所。これは確かにバスが来て停まれば収益事業になるのです。そういうふうに確実にやっていくというのは、やはりそういうことがきちんとなっていけないとならないのではないかと。読み込みちょっと不足ですからあれなのですけれども、そういうところも検討はしながらやっているのですか。

○委員長（小西秀延君） 高橋地域振興課長。

○地域振興課長（高橋裕明君） まず1点目の旅館業法との関係ですけれども、現在の情報では、旅館業法とは別に法制度整備が今年中に行われるという状況でございます。というのは、今既にそういう実態としてはあるのですが、それが法に対してグレーゾーンで行われているという状況でありますので、国もその辺についてはきちんとルール化していくという動きがありまして、その考え方としては旅館業法の考え方とは別に、これ横文字であれなのですけれども、シェアリングエコノミーという、要するに分配して一緒にやるというような考えなのですから、例えば乗り合いタクシーとかそういうもの、シェアしながら物を使っていくという感覚でこの民泊を整理していくというふうな情報を聞いておりますし、これまでグレーゾーンだったものが明らかにルール化され法整備されれば、それに対応した民泊サービスが行っていきけるのではないかとこのように考えております。

それから、2点目の旅行業の関係ですけれども、視察料をいただくということの中身については、当然今後まちづくり会社や行政が協力して説明資料をきちんと整理して視察にたえ得るものに整備していくということが必要になりますし、検討の中で多文化共生というのは、本町の歴史でもあり、アイヌ文化でもあり、そういうものを全て多文化共生の根本に置いておりますので、例えばアイヌと陣屋の歴史だったり、アイヌの自然との共生だったり、そういうものを素材とすることでそういうような視察の対応の整理は行っていくことになるだろうと考えております。

○委員長（小西秀延君） 8番、大淵紀夫委員。

○8番（大淵紀夫君） 8番、大淵です。法整備がなされなければ、もうこれはインターネットでどんどんどんどん募集して、トラブルがどんどんどんどんおきていますから、法整備をせざるを得ないという状況なのです。実際に2016年11月の参議院のTPPの中でも厚生労働大臣が、これはだめだと言っているのです。旅館業法にのっとらなかつたらできないと、はっきり言っているのです。ですから、法的整備を待つということは、当然それを待たなければだめだということが一つ。それと、多文化共生という町長の執行方針はわかるのだけれども、非常にわかりづらい表現方法。こういうものをまちづくり会社の中では、もっとわかりやすい具体的なものにしないと、会社自体が運営できるのかというふうに思うのです。もっと町民や国民の皆さん方がわかりやすいものにしないと、商売とは違うと思うので、そういう理想というか何というか、町の進むべき方向とは。ですから、そんなことも含めてやはり検討してその中でこういうものを考えていかないとまくいかないのではないかと。あらゆる意見を、議会の意見何かももっともっと細かな意見まで吸い上げられるような仕組みをつくって、行政側はやはり議会や各団体や役場の職員の皆さんのいろいろな意見を含めて、どうここを吸い上げて結集させていくかというようなことを考えるべきだと思うのです。そこがないとまくいかないのではないかと思うのだけれども、そこら辺どうですか。

○委員長（小西秀延君） 高橋地域振興課長。

○地域振興課長（高橋裕明君） 1点目の多文化共生についてですけれども、多文化共生を説明するときに範囲が大きいので、あれもこれもとなるのでわかりづらいというのは確かなので

すけれども、それをわかりやすくしていく努力は当然必要だと思います。ただ多文化共生とは、いわゆるいろいろな違いのあるものと融和していくというような感覚で、共に暮らす、生きていくということですから、人間と自然との共生もありますけれども、それぞれの人間に個性があって、その違いを認めて一緒に暮らしていくというようなまちづくりの方向性だということと捉えておりますけれども、それをもっとわかりやすくきちんと整理して進めていくべきだというふうには考えております。

○委員長（小西秀延君） 岩城副町長。

○副町長（岩城達己君） 2点目の議会初め団体の皆さんのご意見を吸い上げていく仕組みづくり、このことは大変重要なことだと思います。今回まちづくり会社の方向性が過去2年間の議論を踏まえた中で、大きくかじを切ったという部分がございます。こういったこともやはり議会や町民の皆さんの声を十分に吸い上げた中で、まちとしての方向性を一定程度見出してきたという結果がございます。まちづくり会社が設立した後、多文化共生という部分をキーワードに進めるわけですから、その点においてもこういった特別委員会等と議会の皆さんのご意見や町民団体のご意見を聞き、しっかり取り入れた中で1番大事なわかりやすさ、その点にしっかり軸足を置きながら組み立てはしていきたいというふうに考えます。

○委員長（小西秀延君） ほかに質疑ございますか。

11番、西田祐子委員。

○11番（西田祐子君） 本日の説明の中で大体お考えはわかったのですが、8ページのところに書いてあります（3）平成29年度予算査定にて決定と、今回のこのまちづくり会社の決定するというふうにしていて、計画の中でも今年度29年度になりますとは言っていますけれども、このまちづくり会社は100%民間出資というふうに私はそのように理解したのですが、それで間違いはないのでしょうか。それで実際に民間会社から出資してもいいですよというようなお話とかはもう既に手応えとかそういうものはあるのですか。私の聞き違いかしらと思いつつも、でも、もう見込みがあるからここまで来ているのだと、そういうふうに思ったのですけれども違うのでしょうか。まだそこまでいっていないということですか。

○委員長（小西秀延君） 高橋地域振興課長。

○地域振興課長（高橋裕明君） この考え方、検討の中での方向性としては、今西田委員がおっしゃったように民間出資を基本として進めていくということで、今現在、具体的に民間の誰々が意向があるとか、そういうようなことではない状況でございます。

○委員長（小西秀延君） 11番、西田祐子委員。

○11番（西田祐子君） そうしましたら、今回29年度予算査定にて決定ということは、つまり今回定例会3月議会で予算査定されたもので決定されてから、初めて町内の事業者とかいろいろな事業者にお声をかけるというふうに理解してよろしいでしょうか。そのときに声をかける、出資する民間の方々というのは町内事業者だけなのでしょうか。それとも広くいろいろな方々にも声をかけてやっていくという考え方なのでしょうか。そして、この事業を実際に募集をかけて、一体いつの設立を目指して、いつからこの事業を展開していくのか、その辺までの青写真というのはもうできていますか。そこをお伺いいたします。

○委員長（小西秀延君） 高橋地域振興課長。

○地域振興課長（高橋裕明君） まず民間への声かけという点につきましては、町内、町外に向けて声かけをしていく予定でおります。それから、いつを目指すのかということにつきましては、なるべく早い時期がよろしいのですけれども、収支のシミュレーションとか、赤字になるのわかっていてスタートはできないわけですから、その辺が整った時点でのスタートになるというふうには考えております。

○委員長（小西秀延君） 11番、西田祐子委員。

○11番（西田祐子君） そうしたらきょうはここまでの検討状況ですから、これからまだ詰めていかなければならないところが多々あるという段階なのですか。私はそういうふうにはしか受け取れないのですけれども、これが決定というふうには理解しなくてもよろしいのでしょうか。というのは、最後の8ページの7番目、まちづくり会社体制（完成案）と書いてありますけれども、これでいったら人員体制15名と書いてありますけれども、実際にこの人員体制が、まちづくり会社をつくるに当たっては、私個人としてではなくて町民みんなの願いだと思えるのですけれども、やはりパートではなくて本採用になれるきちんとした職場であってほしいというふうに、町民の方々はすごく望んでいるのではないかと思います。その辺がまちづくり会社をせっかくつくるのであれば、そのところが私は1番の肝ではないかと思います。もしそれができないのであれば、大変失礼な言い方で悪いのですけれども、今までの白老振興公社で十分かと。私はやはりそこができるか、できないかによって白老町のまちづくり会社を今回つくるのだと、これだけの時間とお金をかけてつくるのだという意志も理解できますし、そのあと今度ポロトのアイヌ民族博物館ができて、そしてオリンピックがきて、そのあとですよ。サーっと人が引けたように誰もいなくなってしまったと、そういうふうにならないような、そういうことも含めてきちんとしたものをつくっていただきたいと、これは老婆心ですけれども、以上何点か申し上げましたけれども、それについてのお考えを伺いたいと思います。

○委員長（小西秀延君） 高橋地域振興課長。

○地域振興課長（高橋裕明君） 現在までの検討案としてご提出しているところでございますので、これは決定案とかそういうことではないことをご理解いただきたいと思います。それから、この実際の検討を進めていく中でやはり議会からもお話があったように、要するに始めて赤字とか経営が苦しいのでは困るのです。ですから、それまでの事業の準備とか検証とか、先ほどの民泊にしても本当に白老で何人の人がそれをやってくれる人がいるのかという、検証とかニーズを把握しないと事業化には至らないということがございますので、そういう準備を進めていきたいということでございます。あともう一つは、この体制案についても15名というのはあくまでも想定であって、この中身を全部やるのか、一部をやるのかによっても全然違いますので、本当に全部やった場合とかそういうような想定でお示ししているということでご理解いただきたいと思います。

〔雇用形態も正社員かどうかというのもありましたが〕と呼ぶ者あり

○地域振興課長（高橋裕明君） 現在、事業のシミュレーションを全部やっているのですけれども、その収支上では全員が正規職員の給料を払うだけの収益までまだ至ってないと。先ほど

もご説明したように未検討の事業とか可能性のある事業というのがあるので、その辺が本当に事業化できればまた収益が上がるので正規職員をふやせることも可能ですけれども、現在その未確定の部分とか可能性ということで押さえている事業について不透明な部分があるので、こういう形になるのですが、その収益に見合った人員配置ということになるろうかと思えます。

○委員長（小西秀延君） 11番、西田祐子委員。

○11番（西田祐子君） 確かにこれ新しい事業をするので、みんながみんな正社員というのは、私は非常に無理だと思います。だけれども、せっかくここまで頑張ってつくってこられたものであれば、やはり少なくとも正社員としてきちんとして将来的にも伸びていく企業の一つを残すのだという考えがなければ、白老町あともう少したったら人口1万人を切ると言われていますよね。そういう中でやはり税金を納めてくれる人間をきちんと育てて、そして定着させるのだという大きな目標を持って同じやるならやっていたきたいと、私はそう思っています。この事業が成功するか、しないかというのは、また別の問題なのかもしれないけれども、でも少なくとも町民の人たちが望んでいるのは、白老のまちできちんと働ける場所、就職できる場所、そして結婚して子どもをつくって家を建てられるまちであってほしいと、そういう就職先が欲しいと、これがその一つにならなかつたら税金を使ってというのは、役場の職員の人たちのこれだけ税金を使ってやっている事業は一体何なのだとなくなってしまうように、ぜひそこだけお願いしたいと思えます。

○委員長（小西秀延君） 高橋地域振興課長。

○地域振興課長（高橋裕明君） 今お話にあったとおりだと基本的には考えておりますし、先ほども言ったように収益性があればそれだけ人員確保もできるし、雇用の場もふえるということで考えております。あともう1点は、先ほど事業の中に出てきましたが、まちづくり会社の役目としてやはりそのほかの町内の雇用を拡大するのですとか、事業を創出していくとかそういうような役割もありますので、どちらかという今まで企業誘致、企業誘致と言ってきたのですけれども、このタイミングで白老町に事業誘致とか事業者誘致、そういうのが非常に大切になってきて、その中で雇用も生まれてくるのではないかと考えております。

○委員長（小西秀延君） 1番、山田和子委員。

○1番（山田和子君） 1番、山田です。民設民営ということで収益事業の安定化が出資者を募る場合に重要なポイントになってくると思うのですけれども、まず現駐車場の活用のことと、国立内の有料駐車場はどこが管理運営していくのかという、まちづくり会社がやっていける可能性があるのかというのが1点と、7ページの町営の公共施設や象徴空間内の委託事業などを請け負うという具体例、象徴空間内の委託事業というのは例えば草刈りとかそういうことなのかどうか。公共施設の請負というのは、具体的にどういうことを想定されているのか、まずこの点をお願いします。

○委員長（小西秀延君） 高橋地域振興課長。

○地域振興課長（高橋裕明君） まず駐車場の関係ですけれども、現駐車場の活用についてはまだ全て決定している状況ではないということです。それから、エリア内の駐車場につきましては、国が整備して多分運営法人の管理で行うということになるろうと思えます。あと、今のま

ちづくり会社の想定ですけれども、こういうことができるのではないかと、できたら収益になるのではないかとということで考えておりますので、例えば象徴空間内の委託というのは先ほどお話しにありましたように環境整備ですとかそういうもの。国としても地元を優先したり、地元である程度信用性の高いものを採用していただけるのではないかとということの想定でございます。町営の公共施設というのは、今いろいろな施設がございますけれども、これも具体的な検討ではないですけれども、例えば陣屋のところとかそういうものを想定はしておりました。

○委員長（小西秀延君） 1番、山田和子委員。

○1番（山田和子君） 5ページの民泊の受入ニーズ調査ですとか視察プログラムの利用ニーズ事業調査等々が29年度予算に上がってくるという押さえでよろしいでしょうか。

○委員長（小西秀延君） 高橋地域振興課長。

○地域振興課長（高橋裕明君） 現時点で予算化されたかどうかというお答えは控えさせていただきます。

〔「可能性はあるということでしょうか」と呼ぶ者あり〕

○委員長（小西秀延君） 高橋地域振興課長。

○地域振興課長（高橋裕明君） 今言われましたニーズ調査とかそういうものについては、多分自前でやることになると思います。

○委員長（小西秀延君） 5番、吉田和子委員。

○5番（吉田和子君） 5番、吉田です。特別委員会、何回か抜けていることがありますので、質問的に少し違うことがあるかもしれませんが、先ほど大渕委員からありましたように、私たち紫波町というところを視察してまいりました。まちづくりの中で、本当に公債費比率が23%のまちだったのです。ところが、役所が分散化していて集約してほしい、それから図書館が公民館に併設されていて、もっときちんとみんなが利用できるようにしてほしいという、そういう町民のニーズに基づいて、町有地を遊ばしておくぐらいであれば、それを民間に貸すなりして事業をやっていくことを認めたのです。そういったことを利用して、町の空いている土地に町がつくるのではなくて、民間を巻き込んで図書館をつくり、そして地域に先ほどおっしゃったようにいろいろな病院だとかスーパーもありました。そして、人が集まれるそういった場所にしていったのです。ですから、今回のまちづくり、私もまだ十分に理解はしていませんけれども、これからできる象徴空間、それから観光客がいらしたときにまた来たいとか、またその人たちが何を求めているのか、それに応えるための一つの対策としてつくっていくのではないかと捉えているのですが、私はいかに民間を活用するということの難しさを感じるのですが、かなり連携が必要だという話をしていました。この目的でつくったのだけれども、こういう連携をすることによってこういう広がりを持つというお話をしていました。バレーボールをする体育館をつくったのですが、バレーボールだけに使うのではなくてほかのものにも利用できる、活用できる、そういった町民がそれぞれに活用できる。それから、広場をつくったのです。広場をつくってサッカーもできると。いろいろな広場をつくるのが、人が集まれる場所としては最適だという話をしていました。ですから、その場所に公園的な広場もありました。最後に私聞いたのですが、その土地に図書館も町の庁舎もつくりました。その運営は民間から

の地代、賃借料、それからサービス料と利用料、そういったもので運営をまかなっている。だから庁舎を建てるのにも基金をつくったわけでもないし、図書館を建てるのにももちろんそういうこともないですし、もちろん出したお金はありますけれども、その運営に関してはそういったトータルした連携の中で、町有地をしっかりと利用しながら皆さんから入ってくるお金で運営をしているということがあったのですが、私はそのニーズがどこにあるのかということ、先ほど専門家にも伺ったということなのですが、今後やはり今来ている観光客とかいろいろな人たちのニーズをしっかりとらまえていくことが大事ではないのかと。そして、10年間という見直し期間があるのです。民間の人たちが10年間で今やったところの収支を出して、全部借りの借金を返さないと、10年後には見直しで出されるかもしれないという危機感があるのです。だからすごく真剣ですし、そういった決め事がきちんとあるということも、私は厳しいけれども大切なことかと。民間にやっていただくということは、そういったルー的なものも必要なのかということを感じましたので、その辺の考え方も伺いたと思います。それからよくテレビでやるのですが、先ほど言ったように民間の空き地、空き家だとか、それからそういったものを利用して修学旅行客とか観光客を泊める、問題点もあるので今国も検討している段階なのですが、私一つ見ていてすごく感じたのは、白老町に来ていただいた修学旅行の生徒が、いろいろな体験を通じて白老町の魅力を感じ取って帰ったときに、それは違うところなのではけれども、そこでいろいろな体験をしたことが私は将来ここに来て住みたいと思ったという声がたくさんあったのです。そういった魅力を発信できる、そういうものにつながるような、ただ泊まってその何かを見ていただいて過ごすというのではなくて、そういう体験的な白老町の魅力をしっかりとつかまえていけるような、そういう宿泊の民間の利用というのも今後必要ではないかと考えるのですが、答えられるかどうかわかりませんが、私たちが視察に行行って感じたこと何か少しお話しましたが、どうでしょうか。

○委員長（小西秀延君） 高橋地域振興課長。

○地域振興課長（高橋裕明君） まず1点目の民間との関係でいろいろな困難もあるのではないかとこのお話ですが、やはり目標をまず共にして、そのために官民どういうふうに行っていくかという目標の一致が必要だと考えておりますし、そのやり方についてもそれぞれ連携するために対話、協議を重ねていかなければいけないのかというふうには考えております。それから、民泊についても後半お話ありましたけれども、修学旅行等が単に見学して登別や洞爺に宿泊されるのであれば、宿泊施設は足りないながらもそういうご家庭に泊まって本当の白老の中の実生活といいますか、そういうものを体験していくということをしていく、していくに当たっては受け入れるご家庭についてもいろいろ勉強会なり、地元の文化を当然知っていただかなければならないので、そういう対応をしながら工夫、体験をさせるというふうに行きたいとは思っております。

○委員長（小西秀延君） 5番、吉田和子委員。

○5番（吉田和子君） 白老町はどちらかというと宿泊施設が少ないということで、通過型という観念が今のところ皆さんの中にありますし、来た方も通過型で泊まるのは登別、洞爺だという感覚があると思うのですか、こういう民泊を利用することで今後そのリピーターが、温泉

とか通過型でほとんど終わってしまうと思うのですけれども、やはり民泊をすることで人間関係ができて、本当に将来的に定住、定着にかかわっていくようなつながりがつくられるような研修を積むとか、そういったことを進めていってほしいというふうに思います。これは、答弁はいいです。要望しておきます。意見でいいです。

○委員長（小西秀延君） 確認いたします。まだ質疑をお持ちの方は、いらっしゃいますか。

それでは、暫時休憩としたいと思います。

休憩 午前11時15分

再開 午前11時25分

○委員長（小西秀延君） それでは、休憩を閉じて会議を再開いたします。

ほかに、質疑があります方はどうぞ。

4番、広地紀彰委員。

○4番（広地紀彰君） 4番、広地です。説明理解できました。それで、まず体制づくりや役割分担の話なのですけれども、今設立のパターンということで、民間で行政出資なしという形を選択しようという考え方で、それはそれで一つの考え方なのかと理解します。それで、その部分の資金と人材の導入のことにかかわってなののですけれども、事業として今いろいろと具体的な話ありました。これ収益事業の目途として全部合算したら1億7,000万ぐらいになっているのですけれども、こういった部分は徐々に始めるような形になるのか、そうなれば初期の部分、恐らく設立してから諸事業が軌道に乗るまで相当経営として大変なのではないかと思うのですが、行政としてある程度支援していかなければいけないというふうに考えているのかどうかについて。

それと、人なのですけれども、今の白老町の産業振興が抱える課題として、資料の2ページに整理されていましたが、既存体制による戦略や人材が不足していると、これは恐らくもっと必要になってくるであろうという考え方だと思いますし、私もそう思います。ですから、既存の体制にさらに充実を図っていく意味で、外部の体制をきちんと導入して、しがらみだとか既存の考え方にとらわれない大胆な発想をしていくような体制づくりが必要なかと思うのですが、まずそのあたりの考え方について。

関連して観光協会が今ありまして、頑張られていると思うのですけれども、既存のそういった組織ではなく、なぜまちづくり会社が必要なのかという部分をもう少し詳しく答弁願いたいと思います。

○委員長（小西秀延君） 高橋地域振興課長。

○地域振興課長（高橋裕明君） まちづくり会社設立に向けての資金とか人材の関係でございますけれども、我々もシミュレーションをしていく中で、設立した時点で全ての事業をスタートさせるのは困難であろうというふうには検討しております。ですから、まず収益が確実なものですとかやりやすいものとか、そういうものから始めていかざるを得ない部分はあると思います。2020年にまた状況が変わりますので、そのときに始めたのでは遅いというものは早目に始めるべきだろうという検討はしておりますので、例えば完成案として15人と出ていましたけ

れども、最初から15人ということではなくて段階的にふえていったり、事業もふえていったりすることが必要だろうというふうには考えております。そのときに進めていくに当たっては、やはり設立とか運営について行政の協力というのも必要ですし、体制については内部の人材だけではなくてそれに精通しているようなもの、もしくは事業をするに当たっての人脈なりネットワークを有する人材というものが必要であろうというふうには考えております。

それから、観光協会との関係でございますが、まちづくり会社につきましてはご説明したとおり、観光客だけの相手ではなくて地場産品ですとか商業発展、もしくは新たな産業開発連携、そういうものも視野に入れているということと、さらには地域の観光、商業含めてそういうもののマネジメントをできるというような観点から、観光協会もかかわりはあるとは思いますが、そこを含む全体を見ていくような会社のイメージであるということでございます。

○委員長（小西秀延君） 4番、広地紀彰委員。

○4番（広地紀彰君） パターン2として行政出資がないということで、行政の誘導力に頼らない民間主導の組織をつくっていきたいという方向性はわかりました。そうすると、今の答弁にもあったように多分に公共性含んだ事業展開していくといった部分で、公共性の担保というか、チェック体制といったらいいのですかね。このまちづくり会社は、出資も民間ですし株式会社ですから自由にできると。民間業者を圧迫しないだとか大規模な設備投資はしないという、当初のある程度の物差しをもって今設立に向かっていると思いますが、そういった部分だとか方向性、やはりこういう事業を進めていくべきではないかだとか、町としてのさまざまな課題が今後出てくる中で、そういった部分の考え方を町として押さえて、その考え方はどのような反映の形になるのか。単純にこれだけで言えば、本当に自由にまちづくり会社できるような体制になっていると思うのですけれども、そのあたりの町とのかかわり方や政策の反映の度合いについてどのような考え方で整理していますか。

○委員長（小西秀延君） 高橋地域振興課長。

○地域振興課長（高橋裕明君） 会社の性質として、大きくは収益性のある事業と非収益性の事業という分類で検討はしてきております。公共性の関係で申しますと、非収益性の部分にかかわるだろうということは検討しております。それから、その中身によっては収益性がある場合でも、例えば事業者個別ではできないようなものを協力することによってできたり、まちづくり会社が関与することでうまくいったりというような事業もたくさんあるというふうにご考慮しておりますので、それが公共性になるのか、ならないのかという議論はその事業の内容によって判断していくしかないだろうと考えております。

○委員長（小西秀延君） 4番、広地紀彰委員。

○4番（広地紀彰君） 端的に質問します。おおむね理解できるのですけれども、かかわり方としたら、例えば個別の事業として町としてかかわっていくような形になっていきますか。

○委員長（小西秀延君） 高橋地域振興課長。

○地域振興課長（高橋裕明君） 今想定しているのは個別的にいうと、事業者とかそういうものの例えば外国語対応をどうするのだとかというのを進めるに当たっても、直接収益性にはつながらない場合に行政からの委託事業としてその活動をしていただくですとか、そういうよう

な個別事業の委託ということは今現在では想定しているところです。

○委員長（小西秀延君） ほかに、質疑をお持ちの方。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（小西秀延君） 質疑なしと認めます。

それでは、次に、2番目、ポロト地区における温泉施設等整備事業者の募集について、担当課からの説明を求めます。

高橋地域振興課長。

○地域振興課長（高橋裕明君） それでは2点目でございます。ポロト地区における温泉施設等整備事業者の募集についてでございます。この件につきましては、昨年11月7日に一度提案してございまして、その間募集要項の整理ですとか、ご説明をしておりますとおり予定地に国の土地が入っておりますので、財務局、森林管理署等との協議、それから承諾を得た中で今回募集を開始するというに至ったものでございます。内容については、大きな変更点のあったところを中心にご説明したいと思っております。本日、追加資料として前回の提案との比較表があると思っておりますが、それをご参照いただきたいと思います。

まず募集要項の3ページ目、4、事業用地の処分方法についてであります。前回は売却もしくは賃貸借ということでご説明しておりますが、今回は売却という方向で募集を開始することとしております。土地の価格でございますが、1平方メートルあたり3,250円。これは、12月に補正させていただいて不動産鑑定を入れた価格としております。あとの部分についても同じなのですが、全て売却予定価格というふうにしてしております。売却価格とはしておりません。それは、さまざまな状況と協議によって多少変わる可能性も残しているということでございます。

5、温泉源所在地及び温泉権の処分方法というところでございますが、前回の案では、温泉源については評価額の価格で提示しておりましたが、今回温泉の権利の売却については予定価格2,625万円。これは公社の売買価格に合わせたものとしております。それから、これは前回もありましたが、なお書きのところ、新たに温泉掘削の必要性が今後発生した場合は、事業者の責任において掘削を実施することとしております。

内容的にはほとんど変わりませんが、6、施設整備の概要といたしましては、ポロト湖などの自然景観と調和のとれた施設の配置、規模、高さ、外観などに十分配慮した計画とし、国立施設との相乗効果を高める独創性のある提案とし、施設の内容は、宿泊施設、日帰り入浴施設を必須条件とし、レストラン、物品販売施設等については自由提案とするということとしております。

7、提案事業の継続年数というのが今回新しく入っております、事業者は温泉施設等の開業後、20年以上は提案した事業を継続するということを足しております。

4ページ目の日程については後ほど説明しますが、4ページ目、(4)応募手続等は、詳細なものを今回追加しております。

5ページ目、9、応募に関する事項については、前回は(1)参加資格等だけでしたけれども、今回(2)提案書関係書類の様式・部数について、追記をいたしました。6ページ目、書

類の関係はほとんど変わりませんが、提案申込書、会社概要、委任状、定款、法人登記簿謄本及び印鑑証明書、納税証明書、財務諸表及び事業報告書、それと、提案概要書、提案書、建築計画というものを提出していただくものでございます。

続いて10、審査に関する事項につきましては、(1)、(2)、(3)は、前回と同様でございますが、(4)から(8)までを追記いたしまして、(4)提案内容に関するプレゼンテーションを行う件、(5)優先交渉権者の決定について、(6)審査結果及び提案概要の公表について、(7)優先交渉権者の資格喪失について、最後に(8)次点交渉権者の地位というところを明確にいたしました。続いて8ページ、(9)審査項目と配点についてでございますが、前回は、1、事業計画に関する評価100点、2、施設計画に関する評価100点で、(1)実現性が40点、(2)確実性が60点ということでしたが、今回精査した結果、(1)実現性50点、(2)確実性50点という配点にいたしております。その中でも、(1)の①投資計画を30点、(2)の①資金計画を30点と、点数をふやしたところでございます。9ページ、(10)評価基準点、これは選定要件になりますけれども、最高点数を得た応募者が優先交渉権者で、2番目に高い点数を得た応募者を次点交渉権者ということにしていますが、合計得点が140点未満の場合は選定をしないという事項が追加されております。

11、契約の締結については、これもはっきり追記しておりますけれども、町有財産売買仮契約の締結ということで、仮契約を締結した後、町議会によって議決手続きに入ると。議会の議決手続きを経て可決を得たときに本契約とします、という追記がございます。それが主な変更点でございます。

資料2-3というのをごらんください。スケジュール(案)でございます。資料2-3、ポロト地区における温泉施設等整備事業者募集から決定までのスケジュール(案)、これで申し上げますと、来週2月20日に公告して募集を開始すると。3月6日に説明会を行って、3月13日から15日に質問書の受付をして、5月29日から6月2日の間に事業者の応募登録申請を受けつけて、資格審査を経たあと6月23日に提案審査、いわゆるヒアリングプレゼンテーションを行うと。それから、審査結果の公表が6月30日というようなスケジュールで優秀提案者を決めて、それから具体的な協議・調整に入っていくって、10月頃仮協定、12月に本協定、土地等売買契約を結び、1月から事業着手というような流れで考えております。と申しますのは、右側に売買のための整備予定というのがございます。新年度に入って4月に用地測量及び町道実施設計の入札・発注を行い、それが完了するのが大体8月頃ということ想定しております。まず用地測量と町道の布設がえ、道路変更がありますので、その道路用地が決定しないと温泉の土地が確定しないということがございます。その間、支障物件等の撤去をしなければならないということで、おにぎり山ですとか今出ている水の処理、埋設管の処理等をしていくということでございます。その結果、9月に財務局と林野庁用地の分筆登記を行い、国から用地を買い受けるというのが11月、それで全て町有地と土地が確定してから本契約ということになるというスケジュールでございます。

それともう1点、次のページ、資料2-4というのがございますが、先ほどのヒアリングプレゼンテーション、提案者の説明を審査するものの審査員でございますが、今想定しておりま

すのは、国の共生公園のほうの関係の国土交通省、博物館の関係の文化庁、商工会、観光協会、アイヌ協会、アイヌ民族博物館、行政からは副町長ということで7名を想定しております。以上で、説明を終わらせていただきます。

○委員長（小西秀延君） ただいま説明がありましたが、この件につきまして、質疑がありましたらどうぞ。

14番、山本浩平議長。

○議長（山本浩平君） まず資料2-1の3ページ、施設整備の概要の中で、施設の配置、規模、高さ、外観というのがあります。これを2月20日に公募を開始するということなのですけれども、外観などに十分配慮した計画となっていますけれども、例えば部屋何室だとか高さはこれ以上だめですとかというのは、今現在で決まったものがあってそれを提示した上で募集をとってプロポーザル方式にするのか。それとも、あくまでも提案型という形の中でそういったことは向こうに出させるのか。それによって全然違ってくると思うのですけれども、現状この辺に関しては、先ほど言っていた文化庁ですとか国土交通省ですとか、そういうところからの具体的な指示があるのかどうなのかというのが1点。

あと今設定されているポロト温泉の場所というのは、ちょうどキャンプ場だとかに行くところの入り口近くに当たるところで、当然これは林野庁関係だと思うのですけれども、キャンプ場までの道路の整備、あるいは枝の枝切りですとかそういったようなことも必要になってくると思います。それで、以前私とあと数名の町議会議員も同行いたしまして、その当時の農林水産政務官、衆議院議員の佐藤英道先生が来町されまして、キャンプ場のあたりとかミズバショウが群生する遊歩道を見学しました。道議会議員からは、苫小牧選出の安藤先生が来られていました。そういったことで、そちらのほうの整備関係、これは基本的には町がやらなければならない可能性もあるという話も前に伺ったことがあったのですけれども、この辺せっかく国の先生や道議会の先生も来ているわけでありますので、町の財政も考えた中ではできる限り国だとか道の協力もいただきながら、ポロト温泉とともにそちらの整備も必要になってくるのかと。少しずれた質問になるかもしれませんが、この2点についてお尋ねしたいと思います。現状で結構です。

○委員長（小西秀延君） 高橋地域振興課長。

○地域振興課長（高橋裕明君） まず1点目の外観、高さの関係でございますが、現在数値として10メートルか20メートルかということは出さないというか、出せない状況でございますので、今聞いた情報によりまして今後国立博物館の高さとかそういうのが出てくるということと、そういうものを決めるに当たってやはり高さを考えてそういうものになっているわけで、そのときに周りがある山の両線を極端に超えるような建物にはしないというようなことも聞いていますので、その辺が基準になってくるのかというふうに考えておりますし、あとは提案によって景観を損ねるようなとか目立つような提案であれば、評価点が低くなるということで審査を行っていく予定としております。

それから、2点目の休養林関係の整備だと思いますけれども、象徴空間の関連区域としても入っておりますが、その辺の整備についても今森林管理署などと協議を進めていて、どのよう

な整備が可能なのか、どのような整備をすべきなのかというような検討を進めているところでございます。

○委員長（小西秀延君） 14番、山本浩平議長。

○議長（山本浩平君） 2点目のことは理解いたしました。ただ1点目に関しては、2月20日に公募する時にこの辺が明確であれば、それに沿ったような形で応募してくるところもプレゼンテーションしやすいのしょうけれども、それがそうではないとなると、どういう形である程度の情報を流すのでしょうか。

○委員長（小西秀延君） 高橋地域振興課長。

○地域振興課長（高橋裕明君） この要綱以外の情報というのは、説明会でこれに従って説明会を開催してご説明するというのと、あとは先ほどのスケジュール表で申しますと、3月13日から15日に質問書を提出する期間を設けております。そこに応募しそうな方が質問をいただくと。今回は全国的な対象になりますので、全て質問の回答については平等に情報を流すということで、ホームページによってその回答を流すということで、応募者全員に同じ情報が行き渡るようにするというところで想定しております。

○委員長（小西秀延君） ほかに、質疑をお持ちの方。

13番、前田博之委員。

○13番（前田博之君） 何点か確認させてもらいます。ぜひ応募者がたくさん来ていただいて、成功していただきたいと思っています。それで、事務的な部分の何点か確認したいのですが、資料2-1の3ページの中で、事業用地の処分方法とか提案事業の継続年数が20年以上は事業を継続してほしいと、もっともだと思えますし、ぜひやってほしいと思うのですが、ただ、土地を売る側からいくと普段のことをいろいろ考えなければいけないと思うのだけれども、その土地の契約する前段で買い戻し条項何かは考えられていないのかどうか、企業誘致何かも十分に買い戻し条項つけたりして、町の財産だという部分で考慮しているのですが、その辺の検討がされる必要があるのか、ないのか。あるいは、買い戻し条項をやはり整備しておく必要があるのではないかと思います。

次の4ページなのですが、応募手続等です。ホームページで公表すると言っていますが、いろいろな話も出ていますけれども、一つとしては、企業誘致的な活動の中で事前の問い合わせがあるのか、あるいは関心度がどうかということ。もう一つは、ホームページはわかるのですが、やはり広く公募を周知して可能性を高めるためにも白老町の宣伝も含めて多くの人目に触れるべきだと思うのです。そうすると広告料はかかると思うのですが、全国紙始め何紙かにこういう公募していますという部分を目に当たるようにして、詳しいことはホームページを見てくださいというような形で広く公募条件を周知した方が私はいいかと思います。その中に象徴空間の宣伝も一言入れた中で、若干の広告費はかかりますけれども、企業誘致的な発想から見ればそういうことも十分にしたほうがいいのかと私は思います。ホームページだけであれば限られますし、本当に白老のところをしょっちゅう見ている人は別ですが、このために見るわけないと思いますので、そういうきっかけづくりが私はぜひ必要かと思えます。

それと、資料2-4、ポロト地区における温泉施設等整備事業、これどういう審査するのかわかりませんが、もし今までの公募するこの条件等々も審査するのであれば、この中にホテル、旅館等の専門的な見識のある経営コンサルタント的な専門分野の第三者の目を私は入れたほうがいいと思います。町内の人や学識経験者の人は、博物館的な象徴空間の中身の中から見られると思いますけれども、経営内容とか今ホテルあるいはそういう関係がどういう動向の中で白老町のこの中に建設されたらいいのか、誘致したらいいのだろうかという部分からいけば、やはり経営コンサルタントの専門分野の見識者を入れたほうが、私はより第三者的な目で建設的な意見も言っていただけたらと思いますけれども、いかがでしょうか。

○委員長（小西秀延君） 高橋地域振興課長。

○地域振興課長（高橋裕明君） まず1点目の買い戻し条項についてでございますが、検討はしたのですが、そこは入れないということで今進めたところでございます。もう1点は、広く周知するために広告等もうってということでございますが、言葉は同じであれなのですけれども、公告をすると、公の告示です。前田委員がおっしゃったのは、新聞とかそういう広告ですよ。今回は公告をするので業界には伝わるだろうという感触は持っておりますし、今までに実際に意向調査等をしてきた企業が12、3社ございまして、それらとの話からこういう条件設定に至ったわけなのですけれども、そういうところには開始しましたというお知らせはできるというふうに考えております。それから審査員につきましては、企業状況とか経営状況については調査可能ですので、経営コンサルタントを審査員に入れるということは考えていなかったところでございます。

○委員長（小西秀延君） 13番、前田博之委員。

○13番（前田博之君） 買い戻し条項を考えてその部分を入れないという結論に至ったのは、どういう条件でどうなって論点整理をされて買い戻し条項を付記しないということになったのか、その辺を論理的に答弁お願いします。それと、周知の方法だけれども、公の公告、正直な話官庁通達ですからそんなに見ないのです。白老町を宣伝する意味も含めて広く白老がこういう事業やるのだよということをやはり認知してもらい、白老に象徴空間ができることによってそういう施設ができるのだという興味を持ってもらうきっかけづくりとかを、これを使うことによって広く白老を宣伝する今後のきっかけづくりになる、そういう意味も含めて言っているのです。事務処理ばかりではなくて、せっかくこういうことやるのですよ。そういうことを広く皆さんに知っていただくと、興味を持ってもらうと。そうすると、白老町で何かやっているのだなと、こういう部分というのが一つの仕事をやる上で私は大事なのかと思うのです。事務処理云々ばかりではなくて、そういう観点で言っているのです。もう一つは、この審査委員会については、やはり私は必要かと思えます。なぜそういうことを別な形でできると、いろいろな調査機関を使って云々とでてくると思う。そうではなくて、この中で議論するときいろいろなきっかけをつくる、別な視点から議論をしてもらう、そういうことによって総括である程度の多岐にわたる議論をしてもらえるという部分が審査委員会というのは大事なのです。そういう観点からいけば、申し訳ないけれどもここに書いている人がたは、みんな地元の人なのですよね。外からどう見えるかと、そういう視野も一つのこういう機会づくりで、それぞれ学習

もできる、あるいは白老はどう見えているのだろうと。そういう形のものというのは、本来そうあってこういうものをつくっていくべきなのです。そういう総合的なものの考え方からどうですかという関連で質問しているのです。

○委員長（小西秀延君） 高橋地域振興課長。

○地域振興課長（高橋裕明君） まず1点目の買い戻し条項についてでございますけれども、いろいろな実例というか、例を点検したのですけれども、買い戻し条項でうまくいっている事例があまり見当たらないのです。困難性とかそういうのを考えると当然町とその事業者はきちんとチェック関係になればだめだと思いますけれども、そういう信頼関係の中でやっていくしかないのかということで条項は入れないことにしております。それから、広く周知するということにつきましては、以前の例でいうと全国紙で広告をうったときには、小さいものでも5、6百万円かかるのです。そういう広告物は当然効果的だというふうに思いますけれども、今のところは経費を使う、使わないの問題ではなくて、報道機関にご協力いただいて全国紙にも記事を出していただくように依頼をして、そういう周知を図っていききたいというふうに考えております。審査員については、今お話しありましたことも踏まえながら、審査員のメンバーは必ず7人でなければだめだということはないので、今案としてご提示しておりますので検討させていただきたいと思っております。

○委員長（小西秀延君） 暫時休憩いたします。

休憩 午後 0時02分

再開 午後 1時02分

○委員長（小西秀延君） それでは、休憩を閉じて会議を再開いたします。

引き続き質問を続行いたします。質疑をお持ちの方は、どうぞ。

5番、吉田和子委員。

○5番（吉田和子君） 5番、吉田です。3点くらいお伺いしたいと思います。今回の温泉事業の説明の3ページなのですけれども、11月の事業の関係となぜ違うのかお聞きしたいと思うのですが、事業用地の処分方法については売却をするというふうになっておりました。前回11月に示されたのは、売却か賃借ということになっていたと思ったのですが、この3カ月の間で何がそういうふうな方向性に変わったのか説明を願いたいと思っております。

それからもう1点、現在国有地があるということで、この国有地を町有地化に向けた作業を今進めているということで、売却の契約締結までには全ての用地が町有地となりますと書いてあるのですが、町としては国有地を買い上げるのをいつごろと、今後の計画も示されておりますけれども、ここには別に国有地を町有地にいつするとかというのは書かれておりませんが、その予定はいつなのかということが1点。

それからもう一つは、今回2月の定例会で土地を購入いたしました。その中に建物が入っておりますけれども、これは温泉がかかわる建物なのですが、今後の温泉施設整備事業の中でこれを壊すのではないかと私は思っていたのですが、その壊す予定が全然入っていませんけれども、これは売却締結後にするのか、どういった町の予定を持っているのかをお伺いしたいと思います。

います。

○委員長（小西秀延君） 高橋地域振興課長。

○地域振興課長（高橋裕明君） まず1点目の11月に示した案では売却、賃貸という両方がある、今回売却ということですが、先ほどもご質問ございましたように買い戻し条項とかそういう関係も同じような理由なのですけれども、結局今回は、例えば工業団地だったら土地を買っていただいてしばらくしたら建てるのですけれども、建てられなかった場合買い戻しとかということもございますが、今回は売ったら建てるという約束で事業をとおしていますので、そこを賃貸にした場合に、もし万が一その営業がどうのこうのという上物がおかしくなっても、そこを町がいじれない状態になってしまうということで、全て売買にしたほうがいいのではないかというような議論で売却の方針にしております。

2点目の国有地から町有地化というのは、資料2-3のスケジュール表で申しますと、国有地の用地取得が右の欄1番下の11月、11月に用地取得となっていて、ここで町有地となる予定でございます。それから、建物の支障物件については、先ほどご説明の中にごございましたように、おにぎり山ですとかそこに通っている配管類を全て撤去するというご事情でございます。建物はございません。ですから、温泉の整備予定地は全部更地にして売却するということになります。建物は今予定地にありません。少し見づらいかもしれませんが図面ございまして、現在のポロト温泉の位置がこの辺で、こちらがポロト湖です。今、売却予定地がこここの泉源の部分なのです。今ポロトの休養林に行くのにこう道路とおっていることにはなりますが、こっちに移設するということにはなしまして、この道路用地が確定しないとこの温泉の境界が確定しないということで、ここには今物件でいうとおにぎり山とか三角山、これだけで建物はございません。

○委員長（小西秀延君） 5番、吉田和子委員。

○5番（吉田和子君） 土地の関係についてはわかりました。先ほどお話ししましたように、白老町の町有地の活用の仕方がいろいろ変わってきているものですから、1番いい方法で、ただ、3カ月前だったら賃借したのかと思って、3カ月たったから変わられたのか、期間があつてよかつたのかというふうに思いますけれども、わかりました。

それともう1点、国有地が11月ということなのですが、ここまでは売買をしないということなのですか。それとも、その売買をするために11月までかかるということなのですか。その辺のことをお聞かせ願いたいと思います。

それと先ほど少し説明がありましたけれども、土地を買ってもらおうということですが、一応契約は29年12月で、30年1月には事業着手してもらおうということなのですが、これは要項の中に入っているのですでしたか。私全部全てじっくり読んだわけではないので見落としたかもしれませんけれども、募集要項の中にもその着手について書かれていましたでしょうか。それが2点目。

それからもう一つ、あそこの建物は、町がもう購入しましたよね。ポロトの元温泉の建物は、壊さないで置くということですか。ポロト温泉の事業とは関係ないですけれども、あそこの温泉跡地、温泉だった建物はどのようにしていくのか、その点を伺いたいと思います。

それともう一つは、温泉源の価格のところありますよね。前は温泉の価格が172万3,000円で、土地をつけての売却ということでしたけれども、今回振興公社から2,625万円で購入をしたということで、売却が2,625万円ということですが、物件として、これは温泉価格が172万3,000円で、あとは土地代ということで考えていいのですか。その辺お聞かせください。

○委員長（小西秀延君） 高橋地域振興課長。

○地域振興課長（高橋裕明君） まず1点目のスケジュールの関係でございますけれども、まず測量とかそういうもので、先ほど申し上げたように道路用地を確定させたり、そのことによって国の土地がどこにかかるかというのを確定した上で分筆して国と売買するという段取りになりますので、今のところはお示したスケジュールどおりに進むだろうというふうに考えております。

それから事業着手については、12月で売買契約が整えば事業着手できるということで、すぐに事業着手するとかそういうことではないので、それは事業者との協議の上で決めていきたいと考えております。温泉権の関係では、前回示した額というのは、あくまでも固定資産の評価額ということを基準にご提案したのですが、今回そういう売買実例がございますので、そちらのほうを採用したということでございます。その価格については、温泉権についての価格でございますので、土地は入っていないということです。

それから、ポロト温泉の解体につきましては、29年度に町のほうで解体する予定となっております。解体は町のほうです。

○委員長（小西秀延君） 竹田建設課長。

○建設課長（竹田敏雄君） ポロト温泉の解体の件ですけれども、4月に入りましたら積算をして、4月中あるいは連休明け早々に発注をして、早い時期に解体ということで進めたいと考えています。

○委員長（小西秀延君） 5番、吉田和子委員。

○5番（吉田和子君） わかりました。温泉、ここの説明ちょっと私よくわからないのですけれども、11月の募集要項の中で温泉源の価格、それから温泉源と温泉権とはまた違ってくるということですか。すいません、理解できなくて申し訳ないのですが、私は温泉源の価格が172万3,000円で、土地の価格は3,300円ですていきますということは、事業用地の処分は処分で別で、温泉のあるところの土地もついでに源泉の分と一緒にの値段かと思ったのですけれども、これはあくまでも温泉だけの分だということ、2,625万は温泉だけの分でこんなになったと。そうしたら、11月の時点でそれを示さなかったというのはなぜなのですか。売れてなかったからなのか。もしこれを見て買う人が、11月にはどこにも示されていませんけれども、私たちが見てもどうしてこんな数字になっていって、こんな数字が出てくるのというふうにちょっと思ってしまったのですけれども。

○委員長（小西秀延君） 高橋地域振興課長。

○地域振興課長（高橋裕明君） 11月にお示した案は、全て固定資産の評価額でお示したということですので、3,300円、172万3,000円ということに設定はしておりました。それで、172万3,000円のとときに温泉源の価格と書いていますけれども、これはいわゆる温泉権のことござ

います。

○委員長（小西秀延君） 答弁は以上でよろしいですか。

高橋地域振興課長。

○地域振興課長（高橋裕明君） 少し繰り返しになるかもしれませんが、前回お示したのは固定資産税の評価額からご提示したということで、今回は不動産鑑定と売買実例で価格を出したということでございます。

○委員長（小西秀延君） 5番、吉田和子委員。

○5番（吉田和子君） 温泉権であるというふうに言われたので、なお理解できなくなったので、温泉源だから元だけの値段かと思って解釈して、全部全てその温泉をつくるためのものとしての権利として2,625万円かと思って、そういうふうに理解しようと思ったら、あくまでも温泉権全部ですと言うから、11月のは応募される事業者の皆さんのほうはわかりませんからいいのですけれども、こういう数値の示し方されて評価額ですというと、では前の評価額というのは何もなかったのと、評価額なしでこれ募集しようとしたのかと、その辺がすっといかなかったのです。あくまでも今回評価額を入れると2,600万円になりますと、10倍ですよ。だから何でこんな差が出てくるのかと不思議な感じがしたのですけれども、この辺の理解が私の頭の中ではまだできないので、ほかの人はできましたか。わかりますか。私が意味わかっていないのか。振興公社の買った値段なのだけど、ではその前に町が示した値段というのは何だったのかと思うのです。172万3,000円というのは、では何だったのというふうにその辺が理解できないのです。これがもとの価格なのですよというのわかるのです。これが評価額で買い戻した価格だからこれなのですよというのですけれども、つい3カ月前に172万3,000円と、これ温泉の権利ですと言われたときに、何で10倍も変わるのと、評価額とはそんなに変わるものなのというのが少し今、えー、そうなのというのがあるのですけれども、それで間違いはないということであれば別によろしいです。

○委員長（小西秀延君） 高橋地域振興課長。

○地域振興課長（高橋裕明君） 私も専門家ではないですけれども、温泉の権利というのは、算定基準というのが明確ではないのです。売買実例から今回は持ってきたと、振興公社の売買価格から持ってきたということですが、前回のは、固定資産税の評価額というのは土地1平米当たり幾らとかとありますけれども、源泉については1平米の源泉の評価額というのがあります。その評価額を使ったということです。わからないですか。今回、売買実例が出たので、温泉の権利価格としてご提示するというところでございます。

○委員長（小西秀延君） ほかに、質疑はございませんか。

1番、山田和子委員。

○5番（山田和子君） 1番、山田です。温泉施設の土地の売買に関連質問なのですけれども、冬のポロト湖の活用として先週末もBBQ on ICEとかありまして、大変集客力のあるイベントとなっているのですけれども、ここの土地を売買することによってそういったイベント関係の駐車場の確保ですとかワカサギ釣りの駐車場の確保ですとか、子供たちのスケート学習の今後のあり方についてとか、検討されているかどうかだけでも結構ですので答弁お願いいたし

ます。

○委員長（小西秀延君） 高橋地域振興課長。

○地域振興課長（高橋裕明君） まず周辺の活用ですけれども、第一義的にはその事業者と協議して活用の方向性を探ろうと。次に、今、代替案として持っているのはインフォメーションセンター、あの辺から湖へのアプローチができると思いますので、その辺の考えを持っておりませんが、いずれにしても活用できる方向で協議を進めたいというふうに考えております。

○委員長（小西秀延君） 1番、山田和子委員。

○1番（山田和子君） スケート学習とかですとやはり子供たちの休む場所とかが必要となってくると思うのですけれども、今のインフォメーションセンターではかなり小さいと思うのです。その辺の今後について検討されているのかどうかだけで結構ですので、答弁をお願いします。

○委員長（小西秀延君） 古俣副町長。

○副町長（古俣博之君） きょう、教育長いないものですから、私のほうから。今、高橋課長のほうからありましたように、基本的にはポロト湖の氷上の活用は今後についても考えていきたいということで押さえてございます。特にスケート学習については、各学校のスケートリンクがなくなってきているので、何とか利用は続けていきたい。そのときにインフォメーションセンターそのものだけで子供たちの待機場にするとというのはできませんので、湖畔のところに少し用地があってプレハブだとかでそれは確保して、トイレはインフォメーションセンターのほうにあるのでそこを利用して、そういう方法ができないかどうか、それは検討をしていかなければならないだろうということで教育長とは考えております。

○委員長（小西秀延君） 1番、山田和子委員。

○1番（山田和子君） 東南アジア系のインバウンドのお客様にとっても、冬のポロト湖というのは大変魅力的な自然環境だと思うのです。そういう観点からも温泉施設の事業者の方が、冬のポロト湖を活用するということで、そういった休憩所のような部屋を設けていただくことも考えられなくはないというふうに、私自身は思っているのですけれども、今後事業者との協議はそういったことも含めてやっていただければいいかと思うのですけれども、いかがでしょうか。

○委員長（小西秀延君） 高橋地域振興課長。

○地域振興課長（高橋裕明君） 今いろいろと情報収集している間では、事業者の方も湖の活用ということと言われる方も中にはいらっしゃいますし、最初に申し上げたとおり第一の活用は事業者と連携とか協議をして活用できるようにしていきたいので、そういう協議の場は持っていきたいと考えております。

○委員長（小西秀延君） 1番、山田和子委員。

○1番（山田和子君） これは意見というか、要望というか、冬のポロト湖の活用は非常にうちのまちにとっても大事だと思うので、こうすればよかった、この部分の土地をもっとこうしておけばよかったという、あとあと後悔のないように十分庁舎内で練っていただけて活用する方向で話を進めていっていただきたいと思います。

○委員長（小西秀延君） ご意見でよろしいですか。ほかに、質疑をお持ちの方。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（小西秀延君） 質疑なしと認めます。

それでは次に、3番目、象徴空間市街地活性化調査検討事業について、担当課からの説明を求めます。

竹田建設課長。

○建設課長（竹田敏雄君） それでは、民族共生象徴空間市街地活性化調査検討業務について、ご説明いたします。資料につきましては、資料3となります。この業務につきましては、最終的な調査、検討の結果の報告書の完成につきましては3月となります。

報告書の概要版の資料に沿って説明をさせていただきます。1、町内回遊ネットワーク及び市街地整備の課題と方向性・整備方針について、（1）課題及び方向性についてであります。1ページ目をごらんください。大きく五つの課題及び方向性を記載させていただいております。

1）象徴空間の効果を町内へ波及する回遊ネットワークの構築については、JR白老駅から象徴空間エリアまでの歩行者動線の確保、全町的な観光施設へ導くための回遊ネットワークの構築、ポロト湖周辺の活用、白老の歴史・文化をめぐるネットワーク形成などを、課題と方向性としております。2）駅北側の土地利用の整備方針については、象徴空間整備エリアと白老駅北広場と、大町・東町商店街とを結ぶ新たな土地の活用策の検討を課題としております。3）来訪者に対応した宿泊機能の強化につきましては、ポロト温泉の宿泊施設整備を課題、方向性としております。4）象徴空間整備と連携した中心市街地の活性化につきましては、大町・東町商店街を活性化させることを課題というふうに捉えております。5）象徴空間来訪者のアクセスを支える道路・公共交通の確保についてであります。周辺道路の整備、駐車場の整備、JR白老駅周辺の整備などを課題としております。これらの課題及び方向性の各項目につきましては、4ページの（4）象徴空間周辺市街地整備課題図の図面に記載をさせていただいております。4ページにそれぞれの課題を図面上に記載したものとっております。

次に、（2）市街地整備の基本方針についてであります。2ページ目をごらんください。1ページ目の課題及び方向性をもとにして、それぞれの基本方針を記載しています。これらの整備の基本方針につきましても各項目につきましては、5ページ目の（5）象徴空間周辺市街地整備基本方針図の図面にそれぞれ整備方針等を載せているということになります。

次に、（3）町内回遊ネットワークの方針についてであります。3ページ目のA3の図面を見てください。町内回遊ネットワークの方針として、高速道路の各インター、鉄道の駅、主な歴史・文化資源、観光資源等を方針図として表しております。検討方針としましては下のほうに5点ほど書いておりますけれども、①広域観光交通ネットワークシステムの構築、②広域観光と連携した観光情報の発信、③白老市街地への案内サイン等の設置、④町内回遊バス、観光タクシー等の導入、⑤エリア内ネットワークの形成となっております。以上、5項目の検討すべき方針とその項目を記載させていただいた図ということになります。

次に4ページ目の（4）象徴空間周辺市街地整備課題図と、5ページ目の（5）象徴空間周辺市街地整備基本方針図につきましては、先ほどご説明させていただきましたので省略したいと思います。

次に6ページ目です。(6) 駅北観光商業施設ゾーン、整備イメージ図になります。このイメージ図につきましては、2ページの市街地整備の基本方針に記載された、2) 駅北側の土地利用の整備方針についての整備イメージを図にしたものでございます。詳細につきましては、後ほどご説明したいと思います。

次に、2、民族共生象徴空間周辺整備等の実施スケジュールについてであります。7ページ目をごらんください。2ページの市街地整備の基本方針に基づく各取り組み項目をスケジュール化したものでございます。このスケジュール表についても、後ほどご説明したいと思います。

次に参考資料として、民族共生象徴空間周辺整備にかかる事業費見込についてであります。8ページ、9ページとなっております。この資料につきましては、去年の10月17日の調査特別委員会で提示させていただいた資料であります。2020年までに取り組む20項目の事業となっております。今回事業費等を整理した中での資料ということになります。それでは、6ページ目の(6) 駅北観光商業施設ゾーン、整備イメージ図と、7ページのスケジュールの補足説明について、田淵主幹のほうからご説明いたします。

○委員長(小西秀延君) 田淵建設課主幹。

○建設課主幹(田淵正一君) 6ページの(6) 駅北観光商業施設ゾーン、整備イメージ図ですが、象徴空間に近接し来場者の集客が期待できる場所として、商業機能やインフォメーションの機能を持った拠点となるよう集客施設としてイメージしております。イメージ図につきましては、駐車場とマルシェ、店舗のことです。あと広場、出店スペース、象徴空間の駐車場と書いてある下です。ここを出店スペースと、その右側、苫小牧側になりますけれども広場、仮称でワッカの広場とつけていますけれども、ワッカとは水のことです。こちらについてはあくまでもイメージ図でありますので、このとおり整備するというものではございません。現在、商工会において事業者の視点で整備手法、運営方法などについて検討し、町に事業提案していただくこととなっております。駅の北側のS Lが今あるところのあたりが店舗、駐車場という形で、駐車場の横にオレンジ色で示しているのが、農産物の直売所というようなイメージ図で撮影しております。続きまして7ページ、左側のほう、2、民族共生象徴空間周辺整備等の実施スケジュールということで、1番左の欄の対処課題ということで1から5まで、先ほどの課題だとか方針、方策という部分、1、象徴空間の回遊ネットワークの構築、2、駅北側の土地利用と整備方針、3、来訪者に対応した宿泊機能の強化、4、象徴空間整備と連携した中心商業地の活性化、5、象徴空間来訪者のアクセスを支える道路・公共交通の確保ということで、その隣の欄に取り組み事項、あと右側は個別事業等です。その横にスケジュールの表を載せております。

○委員長(小西秀延君) ただいま説明がありました。この件について、質疑がありましたらどうぞ。

13番、前田博之委員。

○13番(前田博之君) 中身はこれからいろいろ議論あると思いますけれども、今見た中で、今説明のあった駅北観光商業施設ゾーン、この中の駐車場91台、そして現駐車場を活用の駐車場、象徴空間の中にも駐車場ありますよね。すごい駐車場あるのだけれども、全部で幾らの収

容車両台数になるのですか。みんなばらばらにってしまうのだけれども、その辺の動線というのか、それぞれの施設の人がたが、それぞれの駐車場があればいいということになってしまうのか。その辺のどこかにお客さんの駐車場を固めて動線でどうするかとか、滞留時間を長くするとか、そういう部分を考えた上でこういう駐車場がそれぞれになっていくのか。全部で何台收容されるのですか。まずそれと、あと中身はまた追々にしますけれども。参考資料の事業費見込について、これ前回も説明あったのですけれども、そのときもはっきり答弁いただいていないものですから、きょう象徴空間の特別委員会ですから確認だけさせてほしいのですけれども、土地の売却額も一応6億3,000万円と決まりました。実際にこの土地の6億3,000万円の収入があるのですけれども、当然かかる経費もここに入っていますけれども、計で歳入6億3,000万円ですけれども、実質的に歳出額が幾らになって、この歳入の土地代の中で、今ここで出てくるもので、それ以降の大きな事業の事業費は入っていませんからそれは別途としても、今のこの出した合計の数字の中で、土地代を出しているのですけれども、足せばわかるのだけれども、歳出、かかる事業費は幾らになって、持ち出しはあるのか。この土地代の中で、今回提示されている20の事業の出ている数字は、この中で賄えるのかどうか。町単費が別に持ち出しあるのか、当然起債の負担もありますけれども、まずそこを伺います。これは前も聞いているけれども、明確にならないのです。ですから、この数字をもって歳入は幾らあるけれどもかかる事業費は幾ら、差し引きしたら残り幾らが一般財源の持ち出しになるのだとか、それを明確に説明してもらえませんか。

○委員長（小西秀延君） 田渕建設課主幹。

○建設課主幹（田渕正一君） 駐車場の関係ですけれども、今SLがあるところの横に店舗を配置しておりますけれども、この駐車場が三角、台形状といいますか、この駐車場が91台分ということです。右側のほうに大きく駐車場と書いているところなのですけれども、こちらのほうは象徴空間の博物館だとか公園の利用者のための駐車場ということで、こちらのほうは国のほうで整備するというのです。その道路向かいに茶色く塗りつぶしているところが、出店スペースということで考えております。

○委員長（小西秀延君） 森経済振興課長。

○経済振興課長（森 玉樹君） 駐車場の全体の台数ですけれども、今回図面の駅北の観光商業施設の部分は表示のとおり、この図面でいきますと91台です。それと中核区域の中で国が整備する乗用車タイプの駐車台数は270台を予定されておりますので、乗用車タイプの駐車台数としましては361台ということになります。それとは別に新しく観光バスの待機場ですとかそういったものも別途計画が予定されております。駐車場全体の考え方なのですけれども、国の中核区域にもできる、駅北の観光商業施設にもできると、これは当然それぞれの施設で必要だということで位置づけさせていただいております。当然駅北の観光商業施設だけを目的に来るお客さんというのも考えられますので、そのための駐車場も必要ではないかということで、今回図のほうに入れさせていただいております。現駐車場につきましては76台の收容台数ということになってございます。合計で437台という形になります。以上でございます。

○委員長（小西秀延君） 高尾企画課長。

○企画課長（高尾利弘君） 事業見込みのほうの合計額なのですが、今のところお示しのとおり29年度については、予算前ですので予定額なのですが、歳出額のほうについては4億700万円ということと、起債については5,950万円程度、一般財源については3億4,700万円程度ということで予定しております。30年度以降のほうと合わせた部分につきましては、合計しますと今のところ記載されている数字上で言いますと、歳出は6億9,945万3,000円ということになりまして、起債のほうは1億6,850万円、一般財源のほうは4億8,953万円となっておりますが、ごらんのように30年度以降のところでは数字の欄に調整中という数字がございまして、今の段階では国だとか、JRについてはJRとの協議、北海道も含めましての協議の中で若干その負担の部分の割合とか、そういうものが大きく変わってくるということもございまして、今のところはっきりとしたこれぐらいですという見込みは、数字が大きく変わる可能性もありますのでお出ししていないというところがございます。

○委員長（小西秀延君） 13番、前田博之委員。

○13番（前田博之君） 私が今聞いた駅北のほう437台、これに今度末広2丁目のところに観光バスの待機場がありますよね。非常に分散しているのだけれども、もう少し集約してお客さんが駅北観光商業施設ゾーンに集約できるとかそういう部分は必要かと思うのです。それと観光バスの待機場は、今言われた駐車場をある程度整備して利用状況によってつくるのか、もう先行してしまうのか。どれだけ台数来るかわかりませんが、逆にここで駅北観光商業施設ゾーンの91台のところでは当面観光バスの待機場にするとか、既存の中で利用して少しでもお客さんがお買い物できるような部分にするのだとか、そういうような議論というのはされていないのか。そういうことは前にも言っていますけれども、そんなもの必要ないのだとなっているのか。これはやはりもう少しお客さんがどこの観光施設見ても、なるべくお客さんを集約できる動線の中で、集約させるという一つのゾーンが必要だと思うのですけれども、その辺の考え方。

それと私聞いているのは事業見込みのだけれども、駅とか大きな事業で固まっていない部分は、多分これは出てくると思うし相当な財源になるのだけれども、今はこの数字で言っているのです。いいですか。これは29年、30年、それ以降の部分もあるのか、やると歳出6億9,945万3,000円と言いましたよね。だけど土地の歳入は、6億3,000万円なのです。引くと6,945万3,000円がオーバーになる。それともう一つは、土地代が6億3,000万円あるのだけれども、一般財源が4億8,095万3,000円になると、約1億5,000万円あまるのです。だから、この6億9,945万3,000円に対して土地代の6億3,000万円を全て充当しても一般財源の持ち出しが出るのだと、そういう言い方を聞いているのです。その辺きちんと明確にしといてください。何となくわーっといけば、6億3,000万円が今のここに上がっている全部の仕事が終わるような感じがしてしまうのです。起債も入っていますけれども、その辺がどのような財源区分なのかと聞いているのです。当然ここに上げてくるということは財政当局と議論して、町の持ち出しどのくらいなのかと、その財源手当てをどうするのかという議論されているはずなのです。そこを聞きたいのです。

○委員長（小西秀延君） 岩城副町長。

○副町長（岩城達己君） 1点目の駐車場の関係です。現在ご承知のとおり、現状の駐車場がございませう。今国との協議の中でそこは町の財産ですから、今後どういふふうな使い方ができるか、職員の駐車場にしたり臨時的なこゝ、いろいろな観点から協議をさせていただいていませう。ご質問にあつた先に先行してつくるのかと、バス待機場を1億数千万円お金をかけて入れるのかといふ部分は、これは慎重に答えを出さなければならぬと思つていませう。今ある駐車場が、100万人と言われているけれども、当然一時にそれだけあふれるといふのは考えにくいです。そうしたときの実態数量も押さへたい、そういうこゝを踏まえながら現状を見つづ整備方針は考えたいといふふうにご考慮をさせていただきますので、現段階では先行するといふ部分ではなくて、やはり現状の数値をきちんと推計した上で考えたいといふふうにご考慮をさせていただきます。

○委員長（小西秀延君） 高尾企画課長。

○企画課長（高尾利弘君） 財源の関係ですけれども、繰り返しの部分もありますけれども、歳出額は今の時点で6億9,900万円といふように、おっしゃるとおり歳入の6億3,000万円を上回つてございませうけれども、それにつきましては、一般財源については4億8,000万円といふこゝで、下回るといふこゝで考慮をしております。それで今後においても有利な起債ですとか計画をつくりながらといふこゝになるのですけれども、国の補助金だとかを獲得したりといふこゝでその財源の確保を考慮していきたいと思つております。

○委員長（小西秀延君） 13番、前田博之議員。

○13番（前田博之君） 前も聞いているし、前回は聞いているのだけれども、そこが明確になつてこないのです。これやはりきちんと整理しとかなないとだめなのです、漠としては。そうすると、今起債、補助金と言つたのだけれども、6億9,945万3,000円の内訳は、一般財源4億8,000万円です、端数別で。起債が1億6,800万円、補助金が5,000万円なのです。そうすると一般財源の4億8,000万円は、この土地代を充当するのこゝといふこゝです。この土地代から約3億引くから、この前段見たら残り約2億5,000万円しかないのです。6億3,000万円から経費引くから幾ら残るのか、3億8,000万円ですね。3億8,000万円しか残らないから、こゝの出たきよの資料だけ見ても、一般財源が4億8,000万円になつているから、土地代の残りは3億8,000万円だから、この計画だけでも一般財源は1億円はオンになるといふ方でいいのですねといふこゝ。これをつくるのにこゝば申し訳ないけれども議論をされて載つていませう。当然どれだけ一般財源に影響あるかといふこゝを整理されて、こゝいう事業を出していると思つていませう。わかりますよね。

○委員長（小西秀延君） 大黒財政課長。

○財政課長（大黒克己君） ただいまのご質問でございますが、こゝに記載の歳入が土地代が6億3,000万円。歳出が全て起債部分も含めて一般財源と仮定すれば6億9,900万円になりますといふこゝで、こゝにつきましては6,900万円オーバーいたしますといふのは、先ほど高尾企画課長がご説明したとおりでございます。それで、今前田委員がおっしゃつた6億3,000万円から土地代の今回買い戻した部分、2億4,900万円を引くと3億8,000万円残りますといふのはおっしゃるとおりです。一般財源、これを足しますと4億8,000万円になるといふお話も、これもそのとおりなのですけれども、この4億8,000万円の中に土地代も含まれていませう。ですか

ら、29年度の一財のところの合計額が3億4,765万3,000円となっておりますが、ここから買い戻しの土地代を差引くと9,830万円と、これが実質今後の解体ですとか工事にかかる一般財源と。これと30年度以降の1億3,330万円を合わせますと2億3,160万円ということになります。ですから、実質の土地代を除いた3億8,000万円に対して、この土地代を除いた解体等の今回の工事にかかる一般財源は2億3,160万円ということなので、一般財源だけを比較すれば1億5,000万円ぐらいのまだ留保というか、そういった部分があるということで説明をさせていただきたいと思います。

○委員長（小西秀延君） 13番、前田博之委員。

○13番（前田博之君） そうしたら、6億3,000万円からかかる経費を引いて、残り出てきますよね。それから今回のここでやっている一般財源の4億8,095万3,000円から土地代を引いた残りがあまるということですか。今の1億3,000万円がまだ使えるということですね。もう1回総額で言ってください。

○委員長（小西秀延君） 大黒財政課長。

○財政課長（大黒克己君） まず土地代です。6億3,000万円から今回の公社の買い戻し分を差し引きますと、3億8,064万7,000円です。それから、今回のこの一般財源部分の29年度の3億4,765万3,000円と、30年度以降の1億3,330万円を足しますと、4億8,095万3,000円となりますが、ここも土地代の買い戻し分も入っているので、これを差し引きますと2億3,160万円になりますので、先ほどの3億8,064万7,000円から2億3,160万円を差し引きますと、1億4,904万7,000円、1億4,900万円、約1億5,000万円が留保となっているということでございます。

○委員長（小西秀延君） よろしいですか。ほかに、質疑をお持ちの方。

12番、松田謙吾委員。

○12番（松田謙吾君） 12番です。象徴空間と関連ないというわけではないですが、町立病院とさくら幼稚園ありますよね。この前の道路、町道、これは今回の整備計画には入っていないのですが、道路の入り口がずっと舗装にならないでいるのですよね。私は象徴空間ができたから、この道路が結構重要な道路になると思うのです。少なくともよそから来た方々だって、それから我々も北吉原から来ると町立病院へ行くのにこの道路結構使うのですよね。今言っている場所わかりますか。国道から町立病院、さくら幼稚園の前の道路のことを言っているのです。国道に抜ける道路、この道路が私は結構重要な道路だと思うのだけれども、そしてまたその手前30メートルぐらいずっと舗装していないのですよね。あそこの道路の整備をどのように考えているかということが一つと、私は、世界に羽ばたく象徴空間と言っているのだから、やはり将来のまちづくりのためには、大浦木材をどうするかということが、移転を含めてこのところを真剣に町は考えるべきではないかと思うのです。急な話であれなのだけれども、あの木工場から給食センターにかけたあの一帯を、新たな整備をするのが私は大事なことだと思うし、もう一つ加えれば倶多楽湖、前にも私言っているのですが、あの自然の素晴らしい倶多楽湖も象徴空間整備に含めて白老から通ずる道路1本ぐらいつくるような、少し大きな話になるのですが、それぐらいのことも考えてこの象徴空間に結びつけたらどうかと思うのです。その辺の考え方というのは、どう考えているのかお聞きしておきたいのです。

○委員長（小西秀延君） 竹田建設課長。

○建設課長（竹田敏雄君） 道路の部分だけお答えさせてもらいたいと思います。国道から町立病院のほうに入ってくる道路なのですけれども、未整備区間が30メートルほどあるという件なのですけれども、今現在ここの部分の整備計画とかそういうものはあるかということ、まだないような状況です。今後ここが必要となるということも考えられますので、それはそういう状況を判断しながら検討しなければならないと考えます。今ここの部分が町道かどうかということも確認できていませんので、そういうことを含めて今後の課題という中でやっていきたいと思っています。

○委員長（小西秀延君） 戸田町長。

○町長（戸田安彦君） 私から2点、まず駅北の大浦さんの土地です。松田委員おっしゃっていたとおりここは駅の北の大きな広い土地で面積がありますので、この辺は象徴空間に向けて一つ大きな課題というふうには捉えております。民有地でありますから、ここは大浦木材さんのものなので、大浦木材さんときちんとお話をし、相手の意向も確認をしながら、そして、例えばそこをまちとして開発をしたいとなると移転補償等々も起きますので、この辺の財源の確保等もありますので、これは小さな土地ではないので、大きな本当にお金がかかることでありますから、まったく動いていないわけではなくて大浦さんのほうにもアプローチはさせていただいて、まちに対する協力の姿勢もありますので、もう少し具体的な話ができるようになれば議会にもお示しをして、相談をさせていただきたいと思います。

倶多楽湖のほうも、象徴空間というのはポロト湖周辺だけではないので、それこそいつも言っている社台から虎杖浜まで一帯を考えて、象徴空間と関連した大きな意味での白老町観光施設という位置づけでございます。ただ、道路をつけるとなるとまたそれはそれで大きな話になりますので、今は登別からしか車は入れないということでもありますので、そちらのほうもいかに周遊性を高めるかというのは今後の課題として捉えております。

○委員長（小西秀延君） 12番、松田謙吾委員。

○12番（松田謙吾君） 先ほどの町立病院の横の国道の入り口、この道路はもう20年も前に道路の整備は要望しているのですよね。私が20年くらい前に言っています。それでもそのままだったのだけれども、白老の駅前道路は拡幅して、道道に昇格したはずですよね。本来はこちらのほうももっと大事なのですよね。今となってはこちらの道路のほうももっと大事です。なぜあの道路30メートルぐらい舗装しないのか不思議でならないのだけれども、言うなれば日の出地区のあたりは前の旧国道に出る方もいるけれども、日の出地区の町有住宅だってほとんどこちら側使っているのですよね、反対側。ですから、早急な整備を私はすべきだと思います。それから、大浦木材については、今まちづくりの話がありますが、それこそ25年前、30年前にまちづくりで、大浦木材移転というのが山手町長時代だと思っておりますけれども、今の工業団地の太陽光発電のあった阿部牛肉加工の前に、あそこに移転が真剣に考えられたことがあるのです。移転の1歩前までいったのだけれども、最後に頓挫したような形になっているのですが、寂しい言葉で言うと町人口が1万人を切る話があるけれども、本来まちをつくるというのは、象徴空間も来るのだから、私はやはり将来2万人のまちづくりを目指すべきだと思うのです。

そういうことからいっても、私は大浦木材に移転してもらって、あそこのコミセンまで含めた用地を一体として考えていく白老の新たなまちづくり構想というのが、まちづくり会社と違うのですよ、そういう構想というのは、私は真剣に持つべきだと思うのですが、後々そういうことが私は白老の発展に大きくつながると思うのですが、考え方だけは先ほど聞きましたけれども、真剣にかかるべきだと思います。

○委員長（小西秀延君） 竹田建設課長。

○建設課長（竹田敏雄君） 道路の関係なのですけれども、20年前に話があったということと、その部分がずっと舗装されていなかった部分というのは、今どういった理由の中でなのかということを押さえていなくて申し訳ないです。この部分については理由等も含めた中でいろいろ検討をしながら、今後どうしたらいいかということは検討していきたいと思っております。

○委員長（小西秀延君） 岩城副町長。

○副町長（岩城達己君） 今の道路の部分、私は行政にずっとかかわってきた中でいろいろ議会でも議論があったことは承知しています。当時はここには寿幸園がある、それから病院がある、さくら幼稚園もあるということで、子供たちから高齢者に配慮したゾーニングという福祉ゾーンという位置づけにあったと記憶しています。そういう部分で、ここを完璧な道路にして出入りするという部分で、頻繁にポロトに向かう大型観光バスが相当量ふえるということも確か議論にあったかと思います。ただ松田委員おっしゃるとおり、今後の交通量を見据えたときには、せめて道路の舗装の必要性はあるのではないかという部分がありますので、建設課とも再度この辺は協議させていただきたいと思います。

あと二つ目の駅北の全体構想、お話あるとおり昭和の後半か平成の初めでしたが、区画整理事業で移転するという動きで協議はしてきたのですが、現実には実現はしなかったという部分があります。ですので、まちとしても駅北の整備というのは非常に重要な位置づけ、構想であるというのは捉えてございまして、今回も、きょうはまだ整備課題図というお示ししかできていませんが、将来どうしていくのだという部分は、方向性は整理しなければならないというふうに捉えてございます。

○委員長（小西秀延君） ほかに、質疑をお持ちの方。

8番、大淵紀夫委員。

○8番（大淵紀夫君） 8番、大淵です。あまり大きい話ではないのですが、何点かお尋ねします。一つは道との関係、踏切含めた道との関係の協議がどこまで進んでいるか。まずこれが1点。

それから二つ目に、国の施設の中で、多分国の施設でもミュージアムとかの中でも、物販や軽食や喫茶等々はできるのではないかと思うのだけれども、その計画がどういうふうになっているか。これは、そのあとのことについて非常に大きなことになると思うのです。それで、そこら辺の状況が一つどうなっているかという、わかる範囲でももちろん結構です。それから、これは単なるイメージ図だという説明だったのですけれども、この観光商業施設ゾーン、見ると駐車場以外に建物が二つとそれ以外に出店スペースとなっているのですよね。ここはどこがこういう考え方をしたのか。町なのか、それとも商工会にお願いをして一定程度の意見を聞く

という話は、前回の私の質問の中にもありました。そこら辺がどういうところからこういうものが出てきたのか。イメージ図はいいのだけれども、図面の中はかなり細かく書いているのだけれども、何もなくて書いたならそれはそれで結構ですけれども、この建物とは一体どういうことですか。出店スペースとは別になっているのですよね。別になっている理由とは一体何なのか。どういう開発の考え方をするのかと。またまたこういうものが出てきてしまったのだけれども、そこら辺はどのような中身なのか。そこをお尋ねしたいと思います。

○委員長（小西秀延君） 菊池アイヌ施策推進室主査。

○地域振興課アイヌ施策推進室主査（菊池拓二君） まず1点目の国が整備する中核区域内における飲食、物販等々につきましては、まさに今国のほうの会議の中で議論されているところでございます。今週木曜日にも国のほうで会議がありまして、それも公園のほうは議題に載っておりますので、その辺の必要性というのは会議の中でも出ておりますので、整備するか、しないか、これにつきましては年度内に方向性が出るというふうに伺っております。今現在明確にわかっている部分につきましては、国立博物館内には1階に100席程度のカフェはできるということでございます。ただ、国立博物館の中でのカフェにつきましては、電子レンジで温めるとかそのぐらいの調理しか可能でございませぬので、本当ちょっとしたコーヒーとか飲むようなところは整備されるというふうに、現在国のほうからは示されているところでございます。以上です。

○委員長（小西秀延君） 竹田建設課長。

○建設課長（竹田敏雄君） 北海道との関係についてご説明いたします。北海道に対しましては、町道の公園通りとかポロト線、中央通りの整備をお願いしています。交差点の拡幅の改良だとか、暫定となっているインターから降りてきて最初の交差点から川沿のところの部分の道路整備、それから案内標識だとか車歩道のオーバーレイをしてくださいますとか、そういったようなたくさんの要望を出しています。その中で、その要望のこことここはやりますというところは、まだなっておりませぬので、ここの部分につきましては、いついつ言えるかというのは今の時点ではわかりませぬけれども、最終的にやるところまではまだ決定していないという状況です。ただ、北海道は道道として整備をしていくということの中で、引き継ぎがいろいろあるのです。例えば占用物件をどうするだとか、そういったような部分の事務的な処理というのは並行して進めさせていただいておりますので、今後はどこどこをやるという回答といったものをもらえるような形になるのかと思っております。ただ事務処理だけは進めているという、今はそういったような状況です。

○委員長（小西秀延君） 森経済振興課長。

○経済振興課長（森 玉樹君） 私のほうから3点目の駅北の部分についてお答えさせていただきます。まずこのイメージ図につきましては、町で内容を考えてコンサルタントが図面を作成しております。その中で考え方としましては、まず物販、飲食ですとかのそういった商業機能の一つ入れてございます。出店スペースにつきましては、町内のアイヌの工芸品ですとか、または全道、全国のアイヌの作家さんたちの工芸品ですとか、そちらの部分はまだ意向も出店したいということも確認はしていないのですけれども、そういったことも考えられるといった

ところで、出店スペースということで位置づけさせていただいております。ただ冒頭のご説明にあったとおり、こちらはあくまでもイメージ図でございます。この図面につきましては、商工会のほうでこれからまさに事業者の視点でこの部分の検討いただけるようになってございますので、そちらの参考として提示させていただきたいと。ただ、このとおりにつくるために検討していただきたいという提示の仕方ではなくて、あくまでイメージ図ですといったような位置づけで考えてございます。

○委員長（小西秀延君） 8番、大淵紀夫委員。

○8番（大淵紀夫君） 8番、大淵です。1点目、ということは、道道になるというふうに考えていいのですか。どこを整備するというのはいいいのだけれども、すぐではなくても道道になってしまうと、要望しておけばことしできなくても来年できるということはあるでしょう。いや、こらちがうんと要望しても。私はやはり道道にさせていただくことが、1番町の財政的にはいいのではないかとという単純な考え方から聞いているのです。だからそこがきちんとなれば、道だってまさか何もしないわけではないから、我々は財政的な部分から見たら非常にプラスになるのではないかと、そういう視点で聞いているのです。そういう意味なのです。整備状況が例えば1年遅れようが半年早くなろうが個々の問題については、私はそんな細かいことではなくて、その部分をお聞かせ願いたいと思います。

それから施設内に100席のもちろんカフェみたいなものができるというふうになれば、もちろんそれがどれだけ影響あるか何てわからないわけだから結構なのだけれども、それぐらいのものを考えるというふうになればまた違ったような考え方が必要なのかと。なぜかという、先ほどの温泉施設の中でもレストランや物販は各自の業者で考えてもらうとなっているわけです。当然そういう業者さんは泊まった人たちを外に出さないというための囲い込み、レストランと物販ではこれはもう確実にやりますよ。どこでもそうです。そういうことを考えたときに、今森経済振興課長が説明されたようなもの、どういうコンサルがどうやっているのかはわからないのだけれども、ここで例えば出店スペースという部分は出店する人たちがどんなもの建てるのかわからないのだけれども、ここの入れ物何か含めてどうするのかと。こういうものをつくるとしたら建てる主体をどこにするのかということが、やはり1番の問題なのです。考え方としては、先ほどのまちづくり会社と同じようなことになるのですよね。どこのコンサルかよくわからないのだけれども、どんな視点でここは、コンサルに何をどういうふうにお問い合わせしているのですか。開発計画、例えば駐車場はここにあったほうがいいのか、そんなことを図面書いてもらっているのか。コンサルに何を町としてこの要望をしているのかというあたり、コンサルティングの内容、そこら辺をつまびらかにしていただきたいと思います。

○委員長（小西秀延君） 竹田建設課長。

○建設課長（竹田敏雄君） 道道になるという部分です。まず象徴空間に向けた整備をするために、北海道がやらないとだめだという手法の一つが道道にするということなのですけれども、北海道のほうの言い方としては昇格という言葉を使っています。それは整備する期間が道道になるということです。ですから全ての整備がいつ終わるかというのはまた別問題にしても、整備が終わった段階でまた町道に戻るということになるかもしれないのです。それはなぜかとい

うと、今、道道は真っ直ぐインターから降りてきたところが1本と石山のほうにいていますよね。そういった二つの道道がありますので、そういったことも含めた中で道道の整備というのは出てくることになりますので、まずは象徴空間に向けた整備は北海道のほうでやってもらいますよと。そして、終わった段階でまたその部分の取り扱いといったものは議論されるというふうに今捉えています。

○委員長（小西秀延君） 森経済振興課長。

○経済振興課長（森 玉樹君） 駅北の部分でございます。まずどういう指示をして絵を書いたかという部分なのですけれども、こちらを観光商業施設ゾーンと位置づけいたしました。その関係でいわゆるここを町の核となる集客施設となるように物販、飲食などの商業機能、それと、そのほかに先ほどお話ししましたようなアイヌの工芸品などの方たちが出店できるような、そこはどうかまだこれからの議論になりますのでわかりませんので、スペースだけ位置づけさせていただいたものを今回絵にあらわさせていただいております。商業施設の部分も含めまして、整備手法ですとかそれこそその先の運営方法、その部分まで踏み込んで商工会さんのほうに検討をいただくことをお願いしています。ですから今現在では、例えば公設民営になるのかですとか、民設民営でできるのかですとか、そういったところは商工会さんのほうで整備手法、運営方法含めて検討していただくようお願いしている状況でございます。

○委員長（小西秀延君） 8番、大淵紀夫委員。

○8番（大淵紀夫君） 8番、大淵です。道道のほうは、何かわかったようなわからないような、ただ、整備されればいいわけですから、それは、例えば踏み切り何かもみんなそういうことで、踏切の部分もこれ3カ所の中に入っていますよね。ですから、そういう形でということ、期間に合わせて道は必要な整備をし、後の維持管理はまた町に戻る可能性もゼロではないよと、こういう認識でいいのですか。必要なものは道で一定限度整備すると、町と一致するかどうかは別にして。終わった段階で道道になるか、町道になるかわからないよと、こういうことなのかどうか。そうしたらそのあとにまた整備するときは、町道になれば町がやらなければだめだということになってしまうのかどうかというあたりをお聞かせ願いたいと思います。

それと今の件なのだけれども、どうもわかったようなわからないような話なのだけれども、物販の部分で全道的に例えばアイヌの方々がここで物販をやるということは、私はとても大切なことだし、それは当然受け入れるべきだし、どうすべきかということに対して、町は力を尽くすべきだというふうに私もそこは考えます。ですからそういう部分についてはいいのです。ただ、入れ物、もちろん核となるものが必要なだけれども、私が言っているのは決してだめだとか、否定的な意見で言っているのではないのです。ただ、今のホテルさんのやり方や今の経済状況の中で、フラノマルシェ何か見てもマルシェ自体の1人当たりの単価というのは極めて低いでしょう。知っていると思うけれども、1,000円いかないのです。ということは、どういう意味かということ、カフェで間に合わせる人もたくさんいるのです。現実問題として見たときに単価がそういう単価、お土産含めてそういう単価なのです。そうしたら、ここに農産物の販売所も出て、何か本当に一般的な絵だとか、白老でこんなのありますか。だから、私はいくつかのコンサルの仕事ではないのかと思うのです。そうではなくてもっと白老に合った形の

中で、本当に商工会の人がこうやっていったらいいのではないかというのは、何もなかったから出てこないといったらそうかもしれないけれども、そこら辺がやはり仕事ではないのかと思うのだけれども、どうも公設民営でやって、公設で建物を建ててそこに入れてくださいと、それで成功する何て今の状況では考えられないです。そこら辺はどんな組み立てをしようとしているのかというあたりが、この出店スペースという部分についてはそういう形でその人たちが考えてやるということは結構なことですよ。だけど、本当にそんなことでできると思いますか。そこら辺をもう少し、組み立て方の状況というのはどこでこういう組み立てをするのですか。農業物販見て、森経済振興課長自体がここで農業物販やって成功すると思いますか。だって6次産業化で社台と竹浦につくって、1年間でパーになったのですよ。本当にその教訓がどこで生きているのですか。そこら辺が私何かは疑問を持つ部分なのです。きちんと組み立てするというあたりです。

○委員長（小西秀延君） 竹田建設課長。

○建設課長（竹田敏雄君） 道道整備の関係です。まず踏切の部分につきましては、踏み切りも含めた整備ということになります。それから維持管理の関係ですけれども、例えば除雪とか何かの維持管理、そういった部分では道道に昇格したという段階になっても、除雪区間については町がやることになります。その代わり北海道は今の除雪範囲、それは北海道でやってくださいということに分ける形になります。管理の部分の占用物件等については、北海道のほうでやっていくということになります。ただ今年度につきましては、まだ昇格という手続きが最終的に終わっていませんので、ことし1年の占用物件については町でやることになる可能性が高いです。次年度以降については、そういったものについては北海道のほうが対応するということです。整備が終わりましたら先ほどお話しさせてもらいましたけれども、町道に戻ってくるということになれば町として管理をしなければならなくなります。なぜそういうふうになるかということ、言っていることなのかどうかわからないのですけれども、今の道道と整備することになった道道、これをどこが町で町道として管理していかなければならなくなるのかということを選択というか、北海道はこうしてほしいと思うのですけれども、それが町にとっての負担を考えた場合にどうなのかということを中心に話していかないとだめなので、1回道道に昇格した分は町道に戻して、またテーブルに上げてというふうなことです。

○委員長（小西秀延君） 森経済振興課長。

○経済振興課長（森 玉樹君） 駅北の部分でございます。一般的なエリア、まさしく一般的な絵になってございます。フラノマルシェの客単価が低いというお話も聞いております。あくまで今回イメージ図ですので、繰り返しになりますがこのとおりの施設をつくるというわけではございません。そのため、農産物の物販が成功するかどうかという部分についても、そのものを今回つくりますというご提示ではございませんので、その辺はご理解いただきたいと思うのですけれども、あと今回商工会さんのほうにお預けして検討していただくことになったというのは、やはり商工会というのは事業を営んでいる方たちの集合体ですので、実は商工会のほうでは、28年度から各会員の事業者さんを回ってヒアリング調査何かもしてございます。29年度も引き続きヒアリングされるというふう聞いています。その中で駅北にこういったような

施設ができればテナントとして入る意向があるかどうかというようなことまで、実はすでに動いてございます。ですから、当然商工会の検討の中には、町の考え方を伝えたりですとかかわりを持っていく考えではございます。あとは中核施設の中にできる物販、飲食の関係ですとか、これから協議されるポロト地区の温泉の物販、飲食ですとか、そういった部分も当然考慮した上でこの施設に何が必要なのかという議論は、これからしていきたいと考えております。

○委員長（小西秀延君） ほかに、質疑をお持ちの方、
4番、広地紀彰議員。

○4番（広地紀彰君） 4番です。1点だけです。町内回遊ネットワークの方針ということで、5点検討されているということで、これについては理解できました。必要な事項だと思っておりますので、もう1点、このエリア間のネットワークの部分がやはり大事なのかと。実際にこの中でも、白老の西部地区とあと中心地区と、それぞれの交流人口約90万人ずつ集めていますよね。この間の動線が、連携がやはり必要なのではないかと常日頃思っているのです。私も今、西部のほうにいますけれども、そこの観光客の方にこちらに来たあと帰りどこに寄って帰るか聞いたときに、1番多かったのは、事業者の名前出して悪いのですけれども、苫小牧の三星だったのです。その次に町内の水産業者だったのですけれども、これはもったいないと思うのです。せっかく今、基本的な構想として、象徴空間やその周辺の整備ということで進むという前提で考えたら、やはり西部地区からどうやって中心地区に持っていくのかと。あと逆に中心地区のほうで象徴空間中心に整備進みますけれども、そういう人たちが例えばですけれども、白老牛を食べて帰って行ってもらうだとか、例えば食事、あとは買い物、そういったさまざまな白老町の魅力をもっと中心地区に来た交流人口の方たちに伝えていくかという部分、実際に回遊バスも検討するというので、これはこれですごくいいことだと思うのです。それに加えて、車でも相当数の観光客の方ふえると思うのです。そういった人たちに白老町の魅力をあまねくきちんと伝えていくための仕組みづくりも必要だと思うのですけれども。

○委員長（小西秀延君） 森経済振興課長。

○経済振興課長（森 玉樹君） 今広地委員おっしゃったように、まず例えばですけれども、回遊性を高める目的としましては、当然町内に経済効果を波及させるということだと考えております。まず各個店さんで、例えばおいしいですとか楽しいですとか、ここにしかないというような魅力とか個性というのが、まず一つ重要な要素かと考えております。その中でご指摘のありました町内の二次交通の対策ですとか情報発信の強化、それと登別ですとか苫小牧の三星さんというお話し出しましたけれども、そういった場所から次へ行くときのいわゆる観光交通の考え方という取り組みは必要性を感じておりますし、検討していかなければならないと思っております。

それともう一つは、今も進めておりますけれども、広域での観光の連携といった部分も含めてさまざまな取り組みが必要であると思っております。あとは、個人でレンタカーですとか乗用車で来られるお客さん何かにつきましては、これはそうしますということは言えないのですけれども、例えば先ほどからお話ありました駅北のそういった商業機能を持った集客施設、そこを核として、そこに寄って、町内のいろいろな観光の情報を得られるというような形にして、

そこから白老牛の店ですとか温泉ですとか、町内の回遊につなげていければという考え方は持っております。

○委員長（小西秀延君） 4番、広地紀彰委員。

○4番（広地紀彰君） 4番です。わかりました。あとはこのネットワークが、誰をターゲットにしていくかということも大事だと思うのです。100万人が来るということが言葉として出ていまして、ただ、その内訳はそろそろやはりきちんと把握、構想していくべきだと。中でも多分重要になってくるであろうインバウンドの方たちに対して、どういう対応をしていくかという部分です。だからそうなれば、今ここの検討方針さまざま取り組まれていますけれども、当然ここには多言語化という部分がやはりきちんと裏で構想されていくのかという部分もありますので、そういったターゲットがどういった想定の中でこういった検討がされていくのかという部分が、今後の計画の中で具体化されていくべきだと考えますが、それに対しての考え方だけ。

○委員長（小西秀延君） 森経済振興課長。

○経済振興課長（森 玉樹君） ターゲットというお話ですけれども、白老に観光に来られる方たちの目的が、それこそ博物館なのか、食なのか、温泉なのか、またはそれ以外なのかといったところの考え方でのターゲットの設定の仕方もあろうかと思えます。それとインバウンドの関係でございますけれども、虎杖浜地区の温泉の方のお話を聞きますと、いわゆるそこを拠点に今時期で言いますとニセコですとか札幌雪まつりですとか、3、4日滞在してそういったところを周られているといったようなお話も伺っております。そのインバウンドの関係の多言語化につきましては、28年度から各事業者さん、地域振興課のほう为主体となっておりますけれども、経済振興課のほうも連携してメニューの多言語化に取り組ませていただいております。その部分につきましては、引き続き実際状況はどうであったか、改善の必要はあるかどうかというようなことも含めて対応していきたいと考えてございます。

○委員長（小西秀延君） 5番、吉田和子委員。

○5番（吉田和子君） 吉田です。短く。民族共生象徴空間の周辺整備のところ解体するものとかいろいろ見させていただきました。この中でチキサニとか博物館の事務所、トイレも全部解体をするということになっておりますので、1億円のトイレも私は壊されるものかと思っていたのですが、これは継続になるのかどうなのかということが1点と、それから前にも申し上げましたが、公共施設の受動喫煙のことです。オリンピックはもう受動喫煙をきちんとやっていくということで、禁煙も設けていくということなのですが、周辺整備ということですので、ネットワークをつくったり飲食店も全部含まれるということは、町内外全ての町民、国民、世界から来る方にも影響のあることなので、日本はそういうレベルでは最低のレベルなのだそう。それで今後周辺整備をしていく中で何が問題かということ、やはり飲食店関係は禁煙にするとお客が入らなくなるのではないかということが1点と、それからもう1点はやはりたばこが財源だというふうに捉える、たばこ税というのは大きいですよ。そういったことから、なかなか受動喫煙対策が進まないということがあるのですが、この飲食店の周辺整備をするときに、駐車場もあまりありません。ですから吸うところが外で吸うというよりは、周辺整備の中

でどこかそういう喫煙をする場所を設けるとか、何軒かで1軒はどこかここに持とうとか、空いているところがあるから持とうとか、そういったことも今後計画の中で必要ではないかと。これはどうするこうするということにはなりませんので、周辺整備の中で検討していただきたいと思います。ただトイレのことだけお伺いしたいと思います。

○委員長（小西秀延君） 菊池アイヌ施策推進室主査。

○地域振興課アイヌ施策推進室主査（菊池拓二君） まずトイレのほうの今後の方針といえますか、活用なのですが、先ほどもありました現駐車場の活用の仕方によって、トイレが生きるか死ぬかということも出てくるのかと思っています。国ではあそこは中核区域エリア外ですので、1月にも内閣官房のほうとその辺協議してまいりました。今現在は職員駐車場として使うとしても、半分程度は使うと、残り半分は残りますので、そうなる就先ほど言ったように例えば仮称として第1大型バス待機場みたいな形で使えれば、駐車場のあそこのトイレの活用も出てくるのかと思っておりますので、現在使う方向でいろいろと協議しているところでございます。

○委員長（小西秀延君） 森経済振興課長。

○経済振興課長（森 玉樹君） 美唄市で昨年条例つくられて対応されているというお話は新聞とかで知っております。その中で飲食店等については、努力義務というような形で対応されているのも承知しております。町内においては、申し訳ございません。そういった飲食店等含めて事業者さんの部分についても、まだ検討にも入っていないのが現状だということでご理解いただければと思います。

○委員長（小西秀延君） 5番、吉田和子委員。

○5番（吉田和子君） 1億円トイレなのですができたころは大変評判がよくてきれいで、今どこの道の駅も全てトイレが中心というか、トイレがきれいで気持ちよくてというのが評判なのですが、たまたま使っている方からお話があったのですが、今は大変においがすごくて、吉田さん一回来てみてと言われたのですが、まだ行けていないのですけれども、ですから今後使うのであれば私は修繕というか改修というのが必要なのではないかと、そういう検討も思案の中に入れてやっていっていただきたいと思います。それから受動喫煙に関しては、来年度の国会でスモークフリーという禁煙の状況の法案が通る可能性が出てきております。ですから決まったらやるのではなくて、やはり新しく国立博物館ができるということでは、おもてなしのまちということで周辺整備にこれだけお金をかけて心細やかな歓迎の意を表するというのであれば、そういったところにも配慮することが私は心遣いではないかと思っておりますので、その辺再度検討するというところで進めていただきたいと思います。

○委員長（小西秀延君） 森経済振興課長。

○経済振興課長（森 玉樹君） 1点目のトイレのにおいのことでございます。申し訳ございません。現地確認させていただいて、検討させていただきたいと思います。

○委員長（小西秀延君） 古俣副町長。

○副町長（古俣博之君） たばこの件につきましては、今庁舎内も含めまして徐々に受動喫煙を避けるような形にしています。今吉田委員のほうからありましたように、100万人とい

う方々がいらっしゃる中で、しっかりとしたおもてなしのあり方をどうするかという中で、検討はしていかなければならないだろうと思います。ただ単に禁煙というのみならずたばこを吸える場所だとかの確保も含めて、国の施設の中はわかりませんが、私たちが整備するところはそういう観点も持ちながら進めてまいりたいと思います。

○委員長（小西秀延君） 5番、吉田和子委員。

○5番（吉田和子君） 議会にいても少し肩身の狭い思いをしております。白老町庁舎内が全部禁煙ということで外に喫煙室を設けていただいたのですが、私は吸わないので行かないのですが、寒くて狭くて入り口も窓もドアも壊れているとかという話を聞きまして、先ほど言ったようにたばこは財源の一つであるということもありますので、少し温かく楽しく吸えるような場所にして、そうでなければいつも寒かったとか言われると大変痩せる思いでおりますので、よろしくお願ひしたいと思ひます。

○委員長（小西秀延君） ご意見でよろしいですか。ほかに、質疑をお持ちの方。

11番、西田祐子委員。

○11番（西田祐子君） 簡単なこととお伺ひします。今回のこれで大体の計画、大まかなものは示されたのかと思ひているのですが、アイヌ民族の方々がやっぺらっぺらチェブ祭、あれはここの施設の中で一体どこの場所位置づけられて、どんなふうにして今後やっぺらっぺらのかというのが心配だと思ひまして、できることならきちんとして国立化になったあとに、やはり町内外からたくさんの方々が来ていただけるようなチェブ祭にするためには、ここの場所ではどういふふうな形のことを今後できるように考へていらっしゃるのかというのが一つ。もう一つが、北海道の冬の観光として、今はニセコとか夕張とかがいろいろ海外からも注目を浴びていますが、やはり白老のアイヌ民族博物館に来ていただける方々が除雪の関係とか雪道の関係とか考へたときに、北海道の人たち、私たちは雪道慣れていますが、そういうふうな工夫もしたような地域づくりをしていかなければならないのかと、その辺のお考へはどうなのかと。この2点お伺ひしておきます。

○委員長（小西秀延君） 遠藤アイヌ施策推進室長。

○地域振興課アイヌ施策推進室長（遠藤通昭君） 1点目のチェブ祭、地元でアイヌの方々が深くかかわってしていただいているイベントなのですが、先ほどのこの図面の4ページをご確認いただきたいのですが、4ページのここに国の整備するエリアが小さく載っていますけれども、ここに芝生広場というのがありますけれども、今国のほうにはチェブ祭にかかわらず、例えばまちで今後新たにできるようなイベント、祭り含めて、芝生広場ですとか可能な範囲でそういうお祭りを含めて利用させていただきたいということでお話しさせていただいております。実際にどのような条件で使えるのかという部分につきましては、基本的に国立の公園であるという部分とできたあとに運営法人がここを実際に管理していくわけですので、そことの協議になりますけれども、基本的にはこういう場所を有効に使って、昼にかかわらず夜も含めて、そういう活用の方向性ができるように国のほうでは今考へていただいております。

○委員長（小西秀延君） 森経済振興課長。

○経済振興課長（森 玉樹君） 2点目の冬の観光のお話でございますけれども、季節にとら

われずに観光客の方が安心して安全に町内の施設を回っていただけるような環境づくりに努めていきたいと考えております。

○委員長（小西秀延君） 11番、西田祐子委員。

○11番（西田祐子君） 1点目のほうのチェブ祭の関係ですけれども、今まで続けてこられた関係の方々、またそこにお店を出したりいろいろなことをされてきた方々が、ずっと続けてきたというのは、やはりあその場所がただでと言ったら変な言い方ですけれども、そういうふうに自由に使えるし行く人たちも駐車料金を払うわけでない、本当にそういう広場として使われてきた歴史があるので、ぜひ国のほうとしてもそういう祭り際には、子供からお年寄りまで楽しめるような広場で使わせていただけるように、ぜひ要望していただければと思っています。よろしく願いいたします。

○委員長（小西秀延君） 要望でよろしいですか。ほかに、ご質問ございますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（小西秀延君） 質疑なしと認めます。

次に、次回の特別委員会の開催についてであります。町側と協議・調整のうえ、開催日を決定し、別途、通知したいと思います。なお、次回開催日には、本日質疑を行いました「まちづくり会社」と「象徴空間市街地活性化」の取り組み事業について、各会派での協議を踏まえた、委員相互間での討議を行いたいと思っています。次回、特別委員会の開催は、早急に決定し、別途通知したいと思います。これにご異議ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（小西秀延君） ご異議なしと認めます。次回、特別委員会の開催日は、別途通知することといたします。

◎閉会の宣告

○委員長（小西秀延君） これをもって、本日の特別委員会は閉会いたします。

（午後 2時47分）